

令和3年第2回東大和市議会定例会会議録第10号

令和3年6月10日（木曜日）

出席議員（21名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 二宮由子君  | 2番  | 大后治雄君  |
| 4番  | 実川圭子君  | 5番  | 森田真一君  |
| 6番  | 尾崎利一君  | 7番  | 上林真佐恵君 |
| 8番  | 中村庄一郎君 | 9番  | 木下富雄君  |
| 10番 | 根岸聡彦君  | 11番 | 森田博之君  |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君  |
| 14番 | 和地仁美君  | 15番 | 佐竹康彦君  |
| 16番 | 荒幡伸一君  | 17番 | 木戸岡秀彦君 |
| 18番 | 東口正美君  | 19番 | 中間建二君  |
| 20番 | 大川元君   | 21番 | 床鍋義博君  |
| 22番 | 中野志乃夫君 |     |        |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

|      |       |       |        |
|------|-------|-------|--------|
| 事務局長 | 鈴木尚君  | 事務局次長 | 並木俊則君  |
| 議事係長 | 吉岡繁樹君 | 主任    | 関口百合子君 |
| 主任   | 高石健太君 |       |        |

出席説明員（29名）

|          |       |         |       |
|----------|-------|---------|-------|
| 市長       | 尾崎保夫君 | 副市长     | 小島昇公君 |
| 教育長      | 真如昌美君 | 企画財政部長  | 神山尚君  |
| 総務部長     | 阿部晴彦君 | 総務部参事   | 東栄一君  |
| 市民部長     | 田村美砂君 | 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 |
| 福祉部長     | 川口荘一君 | 福祉部参事   | 伊野宮崇君 |
| 環境部長     | 松本幹男君 | 都市建設部長  | 田辺康弘君 |
| 学校教育部長   | 矢吹勇一君 | 学校教育部参事 | 小野隆一君 |
| 社会教育部長   | 小俣学君  | 企画課長    | 荒井亮二君 |
| 企画財政部副参事 | 藤本貴史君 | 職員課長    | 岩本尚史君 |

産業振興課長 小川 泉 君  
保育課長 関田 孝志 君  
青少年課長 石川 博隆 君  
障害福祉課長 大法 努 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
中央図書館長 浴 靖子 君

地域振興課長 石川 正憲 君  
子育て支援部 榎本 豊 君  
副参事  
生活福祉課長 川田 貴之 君  
健康課長 志村 明子 君  
学校教育部 富田 和己 君  
副参事

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、7番、上林真佐恵議員の一般質問を行います。

○7番（上林真佐恵君） おはようございます。

では、昨日に引き続きまして再質問を行います。

生理の貧困のところですが、小中学校の保健室には、緊急で必要な場合には常備、配布をしているということですが、ある実体験によれば、ネグレクトによって生理用品を保護者には用意してもらえず、連日のように保健室にもらいにいていたんですが、保健の先生からは、これは忘れた人用のものだから、ふだんからちゃんと準備しておきなさいというふうに注意をされて、それ以降はもらいに行くこともできなくなってしまった、別のもので代用せざるを得なかったという体験談もありました。代用といっても、ハンカチですとかティッシュのようなもので生理期間中、学校で一日を過ごすということはどう考えても困難なので、結局その方は生理期間中は学校には行けなくなったという体験談でした。

本来生理というのは大変プライベートなことでもあるので、単に忘れてただけだとしてももらいに行くのには抵抗があるという声も多く聞かれます。そういう意味でも、学校や公共施設で必要なときに誰に断ることなく生理用品を使えるようにすることが子供たちの学習権や、また若いお母さんなど、お母さんに限らずですけど、若い方の基本的人権を保障するというところに直結する重要な取組だと考えます。

国や東京都、他市の状況についてどのような取組が進んでいるのか改めて教えてください。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 学校トイレでの無料配布につきましては、既の実施している自治体があるという情報は聞いております。また、最近では都立学校において全学校での配置を検討しているという情報もつかんでございます。

また、配置場所につきましては、現在本市では養護教諭から渡しているということでやっております。この点に関しましては受け取りづらいというお話も伺いましたので、今後検討してまいりたいと思っておりますが、ただ一方で、養護教諭から渡すという点に関しましては、申し出てきた生徒の家庭での問題とかいったことを早めに気づくことができるというメリットもあるというふうに考えてございます。その点、早めに問題のある家庭に気づくこと、それと生徒が負担なく生理用品を利用することができるということを両立できるような方法を今後、他市の状況などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 国の実施した調査によりますと、令和3年5月19日現在で生理の貧困に取り組んでいる地方団体255団体となっていて、公共施設や学校などで配布を行っているということですが。

市民団体が寄附を集めて学校に生理用品を寄附するというような動きも広がっているということですが、本市でも社会福祉協議会による寄附の受付と配布を行うという御答弁もあって、こうした市民同士の助け合いというのもとても大切な取組だとは思いますが、生理がある全ての人の健康と尊厳を守る問題として、

ぜひ市内の小中学校、そして公共施設に常に置いて、気兼ねなく使えるようにトイレに置いておいてほしいと思いますが、その場合の必要予算、どの程度になるのか教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 生理用品をどのように調達するのか、一過性のものとするのか、経年的なものとするのかなどによりまして市財政におけますその影響額も変わってくるものと考えております。

参考といたしまして、以前、防災備蓄として購入した際には1パック36枚入りの単価450円ということで購入しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 他市の取組ということで、品川区では、区立の小中学校など46校に生理用品を合わせて832パックを配付したということで、小平市では、この6月議会で小中学校27校に加え、大学6校、公民館11館、図書館8館など、市内55か所へ整備する補正予算を計上しているとのこと、これは113万円ということでした。

品川区を参考にして、ちょっと東大和に置いたらどんな感じになるかなと思って計算をしてみたんですが、大体品川区の場合1校当たり18パックほどの配付となっていて、これは生徒数とか小中学校でも違いがあると思うので、一概に1校18パックとはならないとは思いますが、これで1パック450円として出してみると、大体小中学校15校への配付で12万1,500円、公共施設はちょっと少なめで15パックとして、公民館5館、3万3,750円、図書館3館、2万250円、市民センター4館で2万7,000円、児童館6館、4万500円、あとお子さん、若い女性の方が行くところとしてはハミングホール、子ども家庭支援センター、市役所、保健センターなどそれぞれ15パックずつと計算して2万7,000円で、合わせてちょうど27万円ほどでした。思ったより私も金額としては低いなというふうに思いました。これを継続してやっていくということなので、また実際にやるとなれば金額の精査、どのぐらいの数にするかというのはもちろんあると思うんですけども、その程度かなというふうに、このぐらいになるのかなというふうに思います。

ドラッグストアなどでもうちょっと安く、1パック300円ぐらいで買えるところもありますし、実際にこれ、やってみるとなるときちんと計算する必要あると思うんですけども、いずれにしても、やろうと思えばすぐできる取組ではないかというふうに思うのですが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど議員から御紹介いただき、また別の議員の御質問の際の答弁と同じになりますけれども、6月から新たに社会福祉協議会におきまして、市民の皆様から地域の支え合いによる生理用品や、その購入のための寄附を受け付けて配布する取組を試行的に開始することとしております。

市としましては、社会福祉協議会と連携調整を図りながら、生理の貧困の状況にある方々に有効な支援が届くよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国においても今年度中に生理用品を買う余裕がない女性を対象とした健康調査に着手するということですが、海外を見ますと、スコットランドでは昨年11月に世界で初めて生理用品を無償提供する法案が可決されて、ニュージーランドでもこの6月から全ての学校で生理用品無料配布をするということです。フランスでも大学生に対して生理用品を無料で配布することが決まっている。韓国でも、国内で最も人口の多い京畿道（キョンギド）というところで2021年から満11歳から18歳の女性を対象に、1人当たり年約1万2,000円の生理用品購入費支援をスタートしています。韓国では、これまでも貧困層の方を対象に支援を行っていたということですが、対象となった貧困層の子供たちが、自分たちが支援の対象だという烙印を押

されて傷つくことも多いというふう聞いて、全ての若い女性を対象とする事業を推進することになったということです。これ、とても大切な視点だというふうに思います。誰もがいつでも気兼ねなく使えるようにする、その体制を整えるということが求められてるというふうに思います。

今後生理用品を無料で配布する取組は世界的に広がっていくものと思います。国内でも、先ほど言いましたように多くの、255の自治体が対策に取り組んでおり、今後広がっていくと思うんですが、これだけ迅速に進んでいる背景には、やはり女性の健康と尊厳を守るというだけでなく、基本的な人権に関わる問題だからというふうに思います。

幸い、すごく大きな予算がかかるというわけでもないの、すぐにできる取組だと思いますので、一日も早く実現してほしいということを強く要望いたしまして、次の項目に移ります。

次に、2番のところです。

まず待機児童のことなんですけれども、待機児童数、市長答弁ではゼロ人になったということでお伺いしましたが、現在市が待機児童のカウントをするのに使っているこの定義について改めて伺います。

2001年から算定する定義が変わってきていると思いますが、どのように変わってきているのか改めて教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** 平成13年度——2001年度までは、認可保育園に入園できなかった児童の全てを待機児童として算定してございました。国の定義の変更に伴い、現在は国の調査要領に基づき、認可保育園等に入園できなかった児童から認可外保育施設等を利用している児童等の特定要件に該当する児童を除き、待機児童数を算定しているところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 2001年前は単純に保育園に入れなかった子を待機児童として算定していましたが、今は認可外保育園などに入園しながら認可保育園の空きを待つ方などは待機児童としてはカウントしていないと、そういうことだと思います。

当市では、この2001年以前の定義でカウントした場合、実際に保育園に入れなかったお子さんの人数は何人になるのか、年齢ごとに教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** 平成13年度——2001年度以前の基準に当てはめ、仮に算定した場合には、ゼロ歳児、18人、1歳児、35人、2歳児、19人、3歳児、4人、4歳児、3人、5歳児、1人の計80人となります。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 実際に本来の意味での待機児童の方は80人いるということだと思います。

こうした、実際は待機児童なんだけど国の定義で待機児童としてはカウントされない子供のことを隠れ待機児童と言ったり、保留児童など、自治体とかによっていろいろだと思うんですが、そのように呼んでいると思うんですが、国と東京都の直近の人数を教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** 国及び東京都において集計をしていないため、把握はできてございません。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 昨年9月に公表された厚労省の調査によれば、国の定義による待機児童数は昨年4月1日時点で1万2,439人、前年の同時期より4,333人少なかった一方で、隠れ待機児童数は全国で8万4,850人に上り、前年から4,456人増えたということです。

東京都の調査では、都が調査したものではないんですが、昨年6月に日本共産党都議団が行った自治体への

聞き取り調査で、実際にどの保育施設にも入れず空きを待っている状態であるのにもかかわらず待機児童としてカウントされていない子供の人数1万6,279人となっています。一部回答が得られてなかった自治体もあるようですので、実際にはこれより多い人数であることが考えられますが、いずれにしても、希望する全てのお子さんが保育園に入れるよう、本来の意味での待機児童ゼロを目指すべきだと思うんですが、市の御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 市といたしましては、保育を必要とする子供たちが可能な限り保育園等に入園できるよう、引き続き待機児童対策に注力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そういうふうに言っていて、実際にカウントはされてなくても80人、まだ待機児童の方いらっしゃるということなので、引き続きお願いいたします。

それから、本来のこの80人の方、待機児童数ゼロにするために今後市はどのような施策を展開していく必要があると考えているのか、その点の御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今後も引き続き、私立保育園と連携を取りまして保育士の人材確保に努めていくとともに、人口減少と少子化という地域課題を見据えた将来的な地域ごとの保育需要を適切に把握する中で、令和4年4月の待機児童をゼロとしたことを一過性のものとせず、保育の質の向上も念頭に置いた施設整備などを進めていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育の質の向上も念頭において施設整備等進めていく、大変大切なことだと思います。

この保育の質の向上ということですが、また市内保育園の中で保護者の負担ですとか質の格差が大きくなるように均質化を図っていくことも必要だと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 市内の私立保育園におきましては、保護者皆様の多様なニーズに応じた質の高い様々な保育サービス等を提供してございます。

引き続き、子供たちの健やかな成長と発達を図るため、多様な保護者のニーズに応じ、質の高い保育サービスの提供が可能になりますよう、私立保育園長会と連携を図りながら、さらなる保育水準の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育の均質化ということについては、先日の全員協議会でも公立保育園が市内の保育施設の均質化を保つための役割を果たしているというような御答弁もありました。公立保育園については同僚議員が取り上げますのでここでは質問しませんが、これまでも繰り返し要望してきたように、質の高い保育を維持向上させるためにも、何より市が直接保育の実施責任を果たすためにも公立保育園は廃園にせず、引き続き維持することを強く求めます。

次に、イの「新子育て安心プラン」のところですが、政府が昨年12月に発表した「新子育て安心プラン」では新たな規制緩和が盛り込まれているかと思うんですが、どのような内容なのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 「新子育て安心プラン」では、待機児童解消に向けた特例的な対応といたしまして、待機児童が存在する市町村におきまして常勤の保育士の確保が困難であることにより、1名の常勤保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士が従事する対応を取っても差し支えないとの取扱いが示されているところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 全国的に本当に数年にわたって保育士不足が深刻化していて、常勤保育士が確保できないなら、少なくとも1クラスに1人は常勤保育士を配置するという原則を取り払うという規制緩和です。保育士全面パート化というふうにも呼ばれていますが、これで保育の質の維持向上ができるのか、市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 国の資料による説明では、短時間勤務の保育士の取扱いにつきましては、常勤保育士が十分に確保できずに子供を受け入れることができないなど、市区町村がやむを得ないと認めた場合に適用されるものとされております。

市といたしましては、緊急・突発的な保育士不足等の場合を除き、これまで同様の職員配置での運営をしていくことで保育の質維持向上に努めてまいりたいと考えております。

全国的な傾向ではあります保育士人材不足の対応につきましては、引き続き私立保育園長会と連携を図りながら、よりよい人材の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 当市では、これまで同様常勤の保育士を基本的には配置するということですので、この原則をしっかり守っていただきたいと思うんですが、実際の保育現場では早朝や延長保育もあって8時間勤務などの常勤保育士でカバーすることは困難になってますし、休憩時間などを考えればパート保育士というのはもう必要不可欠な存在であると思うんですが、だからといってパート保育士をつないで保育時間をカバーすればそれでいいのかということだと思います。子供が一日の大半を過ごす保育園で保育士が次々と入れ替わるような細切れ保育ではますます保育士の負担も増えますし、国は常勤保育士が十分に確保できないことを理由に今回の規制緩和を決めてしまったわけですけれども、そもそもなぜ保育士が不足しているのか、この場では何度も取り上げてきていますが、保育士資格を持っていながら保育士にならない方が後を絶たない、保育士という仕事その専門性に見合わない低待遇、低賃金であることが長期間にわたって放置されているからではないかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 令和元年5月の東京都保育士実態調査によると、離職理由といたしましては、職場の人間関係、給与が安い、仕事量が多い、労働時間が長いなどが上位にあり、再就職する場合の希望条件といたしましては、勤務日数、勤務時間、給与等が上位となっておりますことから、賃金改善と並行して働きやすい職場環境の整備が必要であると考えております。

市といたしましては、このことを踏まえ、主管部長会から市長会を通じ、国や東京都に対し、保育士等の公定価格やキャリアアップ補助の単価をさらに充実させること、宿舍借上げ支援の恒久化等について引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育士確保のためには、保育士という専門職にふさわしい、乳幼児を預かるわけですから、そうした専門職にふさわしい賃金のアップや労働条件の改善など、抜本的な処遇改善を進めることが必要だということは市のこれまでの答弁からも、今の御答弁からも共通認識になっていると思います。

待機児童解消のために、国は保育士の処遇改善こそ強力に進めるべきだというふうに思うんですが、さらなる規制緩和により保育士を全員パート化してもよいとされたことは、保育の質や専門性が軽視されていると言わざるを得ません。

一方で、今回のこの規制緩和を導入するかどうかは、先ほどの御答弁でも市町村の判断に委ねられているかと思えます。先ほどの御答弁では、常勤の保育士が十分に確保できずに子供を受け入れることができないなど、やむを得ないと認めた場合のみ適用されるということでしたけれども、この今回の規制緩和について、今年3月19日付で厚労省が発出した通知があるかと思うんですが、ほかにどのような判断基準があるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 国の通知におきましては、管内の保育関係者と認識の共有を図るとともに、当該保育所等において適切に常勤の保育士の募集等、常勤の保育士を確保するための取組を行っていることや、施設長における業務マネジメント等についての留意事項が示されております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 分かりました。

当市の、先ほど原則基本的には常勤保育士を配置していくということで御答弁ありましたけれども、規定のようなものは条例や要綱の中でどうなっているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 東大和市子どものための教育・保育給付費等支払基準において、国の配置基準以上の保育士等を配置することを求めているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 以上ということですので、基準にはその辺しっかりと、例えば1クラスに少なくとも1人の常勤保育士を配置するというようなことが明記がされているのか確認をさせていただきます。

○保育課長（関田孝志君） そこには特に明記はしてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ということは、きちんと明記をされてないということであれば、どうやってその配置基準を守っていくのか、そのあたりちょっと教えていただければと思います。

○保育課長（関田孝志君） 国の通知におきまして、市区町村がやむを得ないと認めた場合としておりますことから、画一的な基準は設けず、各施設の状況に応じ、私立保育園長会とともに協議を進める中、判断していく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） やはり確実に質の維持向上をさせるためには、こうした当市の基準の中できちんと位置づけるべきだと考えますが、その点についての御認識をもう一度伺います。

○保育課長（関田孝志君） 市内の各保育施設等におきましては、国の保育所保育指針をはじめ、保育の質の維持向上に係る様々な資料等を参考にし、研修等を行うことなどにより適切な保育サービスを提供しておりますことから、当市基準の中に盛り込む等は考えてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 現在は適切な保育サービスが提供できているということでしたが、こうして国はこの間、待機児童解消ということを理由にどんどん規制緩和をしているわけですが、今回に限らず、そうした中で、国の基となる基準が下がっていく中で、どうやってこの適切な保育サービスを、これを今あるものを維持し、さらに向上させていくかということを考えると、やはりきちんと当市の中の基準に位置づけるということが必要だと思います。どうやってこれ以上緩めないかという仕組みをつくるのが大切だと思います。

職員配置は、保育の質、つまり乳幼児の安全に密接に関わっておりますし、これ以上の規制緩和は私は本当

に許されないものだと、今でも本当にひどい、緩い基準がさらに緩められるということは許されないことだと思います。ただでさえ、現行の職員配置基準は戦後、保育所制度がスタートしたときから70年以上も改善がされていないものとなっています。乳幼児を預かる保育施設でいまだに70年以上前の基準がそのまま放置されていることこそが問題です。公定価格が配置基準を基に計算されることから、配置基準の改善こそが必要だというふうに思いますので、市においても質の維持向上を確実に図ることができる仕組みをしっかりとつくることを強く要望いたします。

この項はこれで以上です。

次に、②の学童保育所のほうに移ります。

待機児童、こちらもお尋ねしますが、各学童保育所の待機児童数、またランドセル来館ごとの登録児童数を教えてください。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育所の待機児童の内訳につきましては、学童保育所第七クラブで9人、第九クラブで4人というふうになってございます。

ランドセル来館の登録児童数におきましては、5月1日時点におきまして総数は313人となっております、内訳としまして、ならばし児童館が55人、かみきたひ児童館が39人、むこうはら児童館が40人、なんがい児童館が42人、きよはら児童館が28人、さくらがおか児童館が50人、学校のほう、第二小学校のほうで15人、第四小学校で44人というふうな形になってございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ランドセル来館を直接選ぶこともできるということになったので、ランドセル来館のほうはかなり登録の児童数としては多くなっていると思うんですが、そうなるやっばり密になっている、詰め込みになっているという状況もあるんじゃないかと思うんですが、市は地域ごとのニーズを適切に把握した上でどのようにバランスを取っていかうと考えてるのか、今後の方向性について教えてください。

○青少年課長（石川博隆君） ランドセル来館事業につきましては定員を定めておりませんが、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、利用者の保護者に対しましては、各家庭の状況に応じた必要最低限の御利用をお願いしているところでございます。

現在のところ、登録者数に占める平均の利用率で見ますと、32から62%程度というふうになってございます。平均利用率の高いところは第二小学校となっておりますが、登録者数が15人、その中で平均利用数が9人程度という形になってございます。

なお、ランドセル来館事業は、平成31年度から学童保育所とどちらかを自由に選択できるようになってございますけれども、ランドセル来館事業の登録者数が多い地域につきましては、将来的な児童数の推移や今後の放課後子ども教室の拡充及び学童保育所の利用環境の改善に伴う利用移行率等を踏まえて、必要とされる放課後の居場所の施設全体についての見込み、量というものを推計して、それぞれの環境整備等の検討を行っていく必要があるものというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ランドセル来館も、毎日ずっと来ている子もいれば、たまにしか来ない子もいるということなので登録の子がいつも全員いるっていうわけではないとは思いますが、それにしても、そもそも児童館の一角といいますか、そういうところを使ってるわけですので、やはり人数っていうのは調整する必要が、調整というかランドセル来館にあまり行き過ぎないように学童保育所の数を増やしていくですとか、

そうしたバランスを取っていくということが必要だと思うんですけども、コロナ禍の下で、さっき密っていうことも言いましたけど、ますますその子供たち同士がゆっくり過ごせる環境っていうのをいずれにしても整備する必要があるというふうに思います。

コロナの感染対策だけではなくて、そもそもやっぱり子供の数が多ければ多いほど、ささいなことでトラブルになったり、その対応で指導員の方もそれにいっぱいいっぱいになってしまうというようなことも聞いております。

ランドセル来館の場合は、児童館の職員さんだとか、保育をしていらっしゃると思いますので、子供が多くなってくるとそれだけ負担も増えてくるものというふうに思いますし、安全面でも心配が出てくるというふうに思います。

ランドセル来館自体は保護者の方に喜ばれている事業だと思いますが、学童保育所と違って基準もありませんし、そういう意味では安心・安全の面、また子供の保育に当たる職員の負担軽減などの課題も多いものだというふうに思います。

今後市としてどのようにこうした課題解決を図っていくのか、その点の認識を伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** ランドセル来館事業につきましては、所管する各児童館におきまして今般の感染症対策を徹底しつつ、子供たちの安全・安心、こちらを最優先に確保しながら見守りを行っているところでございます。

今後につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、本事業を含みます児童館の事業、それから学童保育所、放課後子ども教室等、放課後のお子さんたちの居場所の施策全体についての見込み量を推定し、それぞれの環境整備等の検討を行っていく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○**議長（関田正民君）** ここで5分間休憩いたします。

午前10時 休憩

---

午前10時 5分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**7番（上林真佐恵君）** 子供たちが安心して放課後を過ごすことができるよう、また保護者の方も安心して預けられるというふうになるように、少なくとも学童保育所の基準と同等にするなど、ランドセル来館の基準についてもしっかりと検討をお願いしたいと思います。

次に、今のところに移りますが、三小の小学校内での初めての学童保育所の実施というのがされていますけれども、現時点でどのように評価をしているのか、課題も含めて教えてください。

○**青少年課長（石川博隆君）** 4月1日から新しい環境となりまして、新しい備品や遊具等もそろった中での活動となりまして、併せて新しい学年で新1年生を迎えましたことから利用児童数が増えまして、落ち着かない様子も当初は見られましたけれども、現在は1年生をはじめとした子供たちは環境にも慣れまして、落ち着いてきているものというふうに認識しております。

また、当市初の学校内学童保育ということで、第三小学校の校長、副校長をはじめとしました教職員の皆様に御理解、御協力いただきまして、円滑な開始と安定した運営ができてきているものというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ほかの地域への展開の見通しについても、進捗があれば教えてください。

○青少年課長（石川博隆君） 国の新・放課後子ども総合プランにおきましては、学童保育所を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとされておりますことから、今後他の小学校におきましても将来的な児童数の推移や少人数学級の動向を踏まえまして、教育委員会や各小学校の校長、副校長の皆様方の御理解、御協力をいただき、児童の動線を十分に配慮して、学校の教育活動を妨げることがないように、授業のない放課後の時間帯等の教室を有効的に活用していけるよう検討、調整を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今後進めていくに当たって、学童保育所と学校、それぞれ役割が違いますので、それぞれの役割をしっかりと果たしつつ、今御答弁もありましたけれども、お互いの活動を妨げないということが必要不可欠だというふうに思います。

これも何度もこの場で確認をしているんですけども、大事なことですので改めて市の御認識を伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 繰り返しになりますけれども、児童の動線を十分に配慮しまして、学童保育所の運営が学校の教育活動を妨げることがないように、第三小学校内の学童クラブの運営に当たりましては、校長先生、副校長先生、教職員の方々の御協力をいただきながら、受託事業者に対する指示、調整等を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

併せて、小学校においても、学童保育におきましても市の子供たちの健やかな育成と発達を保障していくということは、こちらは共通しているものというふうに認識しておりますので、同じ小学生という対象を教育や保育していくということを踏まえまして相互に協力をし合い、それぞれの役割を適切に担って一層の連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 小学校内に設置する場合、そうやって気をつけながら連携を取ってやるってということが基本になると思いますが、やはり違う役割を持っている2つの事業というか、2つの学校と学童保育所ですので、お互いの活動を妨げないように、それをしっかりと環境でも整える必要があると思うんですが、その場合、その施設の環境をどのようにする必要があると考えているのか、市の御認識を伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 市としましては、放課後の教室を活用することにより学童保育の環境改善や児童、保護者の安全性、利便性の向上の効果を見込んでおりますことから、先ほどの答弁でも同様となりますけれども、今後ほかの小学校におきましても将来的な児童数の推移や少人数学級の動向を踏まえまして、教育委員会や各小学校の校長、副校長の御理解と御協力をいただいた上で、授業のない放課後の時間帯等の教室を有効的に活用していけるよう検討、調整を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 学校と学童のほうでしっかりと協議をして、話し合いを持って理解をして進めていくという、それはもちろん基本とは思いますが、やはり施設の面できちんと分けをするということが私は大切ではないかというふうに思います。

これまでも繰り返し求めてきましたけれども、小学校敷地内に整備をする場合は、しっかりと独立施設である、学童保育所が独立した施設であることが大切だというふうに思います。放課後だけでなく、長期休暇中は子

供たちが一日を過ごす第二の家庭として、生活の場としての十分な機能を備えることが必要だと繰り返し求めていますけれども、今後他の地域で展開をしていく方向性だとは思いますが、この点をしっかり守っていくために市としての指針を示す必要があるのではないかというふうに思うんですが、その点の御認識を伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 国におきましては、放課後児童クラブ、こちらは市でいう学童保育所でございますが、こちらの運営の多様性を踏まえました全国的な標準仕様として放課後児童クラブ運営指針というものを定めておきまして、この運営指針に沿った適正かつ円滑な事業運営の定期的な確認や必要な指導及び助言等を行うこととされておりますことから、市におきましては一定の質の確保とその向上が図れるように、引き続きこの運営指針に沿いまして、放課後児童健全育成事業の安定性と継続性の確保を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 国のほうの基準もありますけれども、これもこの間、指導員の配置基準など、やはり規制緩和進められています。どんどん緩められています。それから、小学校内に設置する際の基準というものは明確にはそういうものはありませんので、やはり市としてきちんとそういう明確なビジョンというか、ガイドライン、指針というものを持って子供たちの安全を図るために、それだけではなくて、安全・安心というのは本当に当たり前、最低限のことで、プラス子供たちの豊かな放課後を保障するための十分な施設整備を行っていくということが大切だと思いますので、市による上乘せを行うなど、市が責任を持って環境整備を行っていくことを強く求めます。

この項については以上です。

次に、3のGIGAスクールのところに移ります。

まず、GIGAスクール、1人1台タブレットですね、始まったばかりですが、授業の中や家庭での活用、また教員へのサポート体制について現状どのようになっているのか具体的に教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** タブレット端末の授業での活用につきましては、例えば社会科における地図ソフトを使ったまち探検の実施や道徳における授業支援ソフトを使った気持ちや考えの共有など様々な授業において活用されております。また、家庭におきましては、ドリルソフトを使った家庭学習などに活用されております。

教員へのサポート体制につきましては、全小中学校にICT支援員を配置し、ICT機器の操作の支援やトラブルへの対応、活用に関する研修支援などを行っております。また、市内全ての教員を対象にタブレット端末の操作方法やソフトの効果的な活用方法、情報セキュリティ等についての研修を実施しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 児童・生徒、お子さんや教員、保護者の方からはどのような声が上がっているのか教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 児童・生徒からは、学習を通して疑問に思ったことをすぐに自分のタブレット端末を使って調べられるようになったですとか、自分で調べたことをタブレット端末を使ってまとめ、友達に伝えることが楽しいというお話をいただいております。また、タブレット端末の活用に夢中になってしまい、学習の切替えが遅くなってしまうことがあったなどの声がありました。

教員からは、実際にタブレット端末を使ってみて、授業での活用方法がイメージできた、子供も教員も楽しく取り組んでいる、また緊急事態宣言によりタブレット端末を持ち帰ることが想定され、短期間で準備をしな

ければならなかったなどの声がございました。

保護者からは、タブレット端末の活用による可能性に期待している、様々なソフトが入っているので活用してほしい、また家庭でのオンライン学習での技術的な点が心配であるや、家では携帯等を持たせていないので子供がタブレット端末に触れることが心配であるなどの声があったと聞いております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） この事業、もともと3年間で進めるはずだったものが、コロナっていうこともあって1年間でやるということになったために、コロナの感染対策もあって、教員の負担が、もともと大変だった教員の仕事がますます増えて本当に大変だったという声がSNS等では散見されました。

保護者の方からも、特に低学年のお子さんでは、幼少期から端末を使わせることに抵抗がある、それが学習のものといっても抵抗があるという声も聞かれています。

教員や保護者の、また子供自身の声を丁寧に聞き取りながら、教員の皆さんのさらなる負担軽減に取り組むこと、また豊かな学びの可能性を広げるための活用方法を模索していただきたいと思うんですが、不登校や発達障害の子供への活用としてはどのようなことが可能となるのか具体的に教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） 不登校児童・生徒への活用についてであります。ドリルソフトによる学習や学習支援クラウドによるレポート等の送受信、動画の配信、ビデオ会議ソフトによる双方向のオンラインなどの機能を活用することにより、学校に来られていない児童・生徒に対する学習面への指導や心理面への支援に資するものと認識しております。

また、発達障害を持つ児童・生徒への活用についてであります。市内の特別支援学級の児童・生徒には、直感的な操作感があり比較的簡単な操作で使用できるという利点があるiPad端末を導入しております。読み上げやルビ振り、音声入力などのアクセシビリティ用の様々な機能を個々の児童・生徒の実態に応じて活用することにより、特別な支援を必要とする児童・生徒への学びの充実を図ることができるものと認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 不登校の理由は様々ですし、状態も本当にその子によって様々ですので、家では元気にしているという子もいれば、家でも本当に閉じ籠もってしまっているというような子や、学校のことを考えたくないという子もいますので、本当にその子によって様々ですので、そこはきめ細かい支援の方法を考えていただきたいというふうに思います。

ただ、オンライン機能などを通じて、学校に行けなくても、例えば学校のつながりを感じるですとか、また子供本人や保護者が連絡を取りやすくなったというように、そういうことも期待できると思いますので、これから使っていく中でいろんな活用の方法をぜひ研究していただきたいというふうに思います。

一方、発達障害や情緒障害のあるお子さんでは、思うように文字が打てなくて、あとネットにつながらなかったりということ、そういうことがすごく重く感じられて学習意欲を失ってしまうというような体験談も聞かれています。引き続き、子供本人や保護者の要望、また教員の皆さんのお話など丁寧に聞き取りながら柔軟な活用をお願いしたいというふうに思います。

次に、②のところですが、端末を使うことで一人でもある程度学習を進めることができるということは、逆に考えると、個々の学習意欲や環境によってはより教育格差が広がることにもなりかねない、行き着くところは教育が自己責任化されてしまうということも危惧されるというふうに思います。端末を配って、これ

できるねと終わりではなくて、これまで積み上げてきた教育活動にどのようにこうしたデジタル機器を生かしていくのか、全ての子供が取り残されないよう、よりこれまで以上にきめ細かい配慮が必要だと思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 東大和市GIGAスクール構想におきましては、1人1台のタブレット端末という学習環境を最大限に活用し、誰一人取り残さない、公正に個別最適化された学びを実践することを目標としております。これまで学校で行われてきた日常の学習にこの1人1台のタブレット端末という新たなツールを積極的に取り入れることにより、児童・生徒の学習への興味関心や学習意欲・態度の向上、またデジタル資料等を活用することによる分かりやすい授業の構築など、これまでの学習をより豊かに発展させていくことができると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 個別最適化というと、一人一人の自分の苦手な部分を例えばAIとかが分析をして、その部分を強化していく、何かトレーニング的なイメージが私はちょっと湧いてしまうんですけども、そういう学習も一部テスト勉強などでは適しているとは思うんですけども、一方、豊かな学び、学びの本質というのはクラスのお友達とお互いに意見を出し合ったり、教え合ったりする中で興味や理解を深めていくことなんではないかなというふうに思います。

先ほど、分からないことを検索したらすぐ出てきたということがあったんですけども、そういうことも実は体験談ではありまして、効率的ではないかもしれないけど、それが検索してぱっと出てくるのではなくて、子供たちにとっては、それをみんなで、どうしてなんだろう、ここはどうなんだろうというふうによりながらやっていくことが、一見非効率だけれども、人間的なつながりをつくりながら学んでいくということがこれまで行われてきた教育活動だと思いますし、それが豊かな学びということではないかなというふうに思うんですが、その豊かな学びということについての御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） この個別最適化された学び等は、支援の必要な児童・生徒により重点的な指導を行うことなどの効果的な指導を実現することや、一人一人の特性や学習進度等に応じて指導方法、教材等の柔軟な提供、設定を行う指導の個別化というものと、児童・生徒の興味関心等に応じて一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、児童・生徒が自身の学習が最適となるように調整する学習の個性化というものについて学習者の視点から整理した学びの姿であります。

この個別最適化された学びと探求的な学習や体験活動を通して、児童・生徒同士あるいは多様な他者と協働しながら学ぶことにより、よりよい学びを生み出す協働的な学び、この2つの学びを一体的に充実させることが必要であると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） これまでの教育活動で培ってきたこと、このデジタル機器を活用したことで新たな教育の可能性が広がる一方で、それに取って代わるということではないと思いますので、これまでどおり一人一人を見る、友達同士のつながり、そういうような人間同士の関係を大事にしながらやっていただきたいというふうに思います。

初めにデジタル機器ありきではなくて、それを使ってどのように活用していくかという視点が大切だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、Wi-Fi環境がない家庭に対してはルーターの貸与を行っていただいたということですが、通信費

についてはどのようになっているのか教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 市で貸与するモバイルWi-Fiルーターの通信費につきましては、公平性の観点から、家庭ごとに各キャリア会社と直接回線契約をしていただくこととしております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 通信費については自己負担になるということなのですが、Wi-Fi環境がない家庭の中には経済的に困窮している家庭が私は結構含まれているのではないかなというふうに思うんですが、公平性という御答弁でしたけれども、保護者の経済状況にかかわらず、全ての子供が教育を受ける権利を市として保障する必要があるのではないかと思います、その点の御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 通信費につきましては、市費で負担する家庭とそうでない家庭が生じること、また児童・生徒のタブレット端末とそれ以外の端末とでモバイルWi-Fiルーターによる通信を行った場合の通信費の切り分けが難しいことから、家庭ごとに回線契約をしていただくこととしております。

家庭においてインターネットにつながる環境がなく、またモバイルルーターの貸与を希望しない御家庭につきましては、各学校において個別の状況を丁寧に把握して対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** もちろん自分で払っている家庭がほとんどだというふうに思うんですけれども、やはり今までなかった、経済的理由だけではないとは思いますが、やっぱり家庭の状況にかかわらず、どんな家庭であっても同じ条件を整備するっていうのが、それが私は教育の機会均等ということだと思いますので、その点はしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

それから、ネット環境がなかった家庭においては、自分で契約するとかっていうことも、プロバイダを探してとか、契約してとかっていうのは結構負担になるのではないかなと思うんですが、その辺への支援はどのように行っているのか教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 支援についてであります、この貸与するモバイルWi-Fiルーターの提供業者と回線契約をすることが可能となっております。その際は提供業者のヘルプデスクを利用することができます。

なお、各家庭がより廉価なキャリア会社を選んで回線契約をすることも可能となっております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** その貸与するルーターの提供事業者と回線契約をした場合は月額で幾らになるのか教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 貸与するモバイルWi-Fiルーターの提供業者と回線契約をした場合につきましては、5メガバイトのデータ容量で月額1,870円であります。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 5メガですね。何かちょっとオンラインでやるには少ないかなというふうに思ったんですけども、経済的に困窮している家庭では、5メガということだと結構通信料としてはかなり気をつけて使わないといけないかなというふうに思いますし、いろいろ、私もちょっと見ましたけれども、大体使っただけ金額上がっていくっていうような、そういうふうになっているものが多いんですけど、やっぱり結局そうすると利用を制限するっていうことになると思うんですね。ふだんはそれで間に合ったとしても、長期休暇中に家庭で使う臨時休校、この間みたいな一斉休校となったときに連日使うということになると、やっぱりタブレ

ットはあっても通信費気にして十分に活用できない、また経済的な理由でもうやめちゃうというようなことも考えられるのではないかと思います、その点についての御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 家庭におけるタブレット端末の利用における通信利用料の課題につきましては、現時点においては把握しておりません。個別の状況を把握するとともに、学校から配信する動画の容量に配慮するなど、今後対応を検討してまいります。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** この1人1台タブレットっていうことは、おおむね保護者の方からも喜ばれているものというふうに認識していますが、政府が主導したとはいっても、やはり市が導入したものですので、そこは家庭任せにせず、市の責任で各家庭において子供たちが必要な学習を気兼ねなく行えるように環境整備をするべきではないかというふうに思うんですが、再度御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** タブレット端末の活用における環境整備につきましては、各家庭における活用の状況を踏まえながら今後研究をしてまいります。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** まだ家庭でそういうふうにするという事はまだやられてないと思いますので、今後しっかりと見ていただいて、きちんと子供たちが使いたいときに使えるというふうにしていただきたいというふうに思います。

次に、端末の保証について、こちらもこれまでも確認をしているんですけども、改めて保護者負担がないのかどうか、その点を確認させてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 端末の製品保証についてでございますが、端末購入の仕様として、本体端末だけでなく、キーボード及びACアダプタを含んだ保証となっていることや、自然故障、物損故障に対応した保証とし、回数無制限で無償貸与としていること、またバッテリー交換についても全ての機器において実施することとなっております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 義務教育、無償であるとされながら、給食費、教材費も結構かかります。そのほか、上履きだったり、体操着だったり、水着だったり、大きくなれば買い替えなければいけませんし、様々保護者負担があって、経済的に困窮している家庭だけでなく、ほとんどの家庭にとって本当にこれ負担が重いものというふうになっていますので、これ以上の保護者負担が増えないように、こちらについては強く要望を改めておきたいと思います。

次に、健康被害のところですけども、市長答弁では、ガイドラインを作成して使用上の留意点を示しているということでしたけれども、どのような内容になっているのか、またガイドラインを使って子供たちにどのような指導を行っているのか、具体的に教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 家庭におけるタブレット端末の活用に当たりまして、令和3年3月に東大和市児童・生徒1人1台コンピュータの利用に関するガイドラインを策定し、全家庭に配付をいたしました。

ガイドラインの中には、正しい姿勢で、画面に近づき過ぎない、目を休めるために長時間使用せず、細かく休憩する、就寝30分前には使用しないなど、児童・生徒の健康への配慮に留意した使用上の留意点を示しております。

具体的な指導としましては、タブレット端末の利用時の正しい姿勢に関する指導を実施したり、画面との距

離を30センチ以上離すように注意喚起をしたりすることなどがございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 家庭での指導も保護者も行っていると思うんですけども、なかなか言うことを聞かなかったり、子供はすごい集中力なので、本当に瞬きもせずじっと見てたり、使ったりとかいうふうにしてますので、ぜひ各御家庭とも連携取りながら学校で正しい使い方が身につくように御指導お願いしたいというふうに思います。

次に、デジタル機器そのものというんですかね、デジタル機器から出ている電磁波が子供に与える影響についても懸念の声が上がっているかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 児童・生徒がタブレット端末等のデジタル機器を利用するに当たっての電磁波などの影響の有無については、現時点において確認ができておりません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 総務省の見解では、現在のところ熱作用による影響以外に根拠を示すことのできる影響は見つかっていませんということで、はっきりした影響については不明なんですけれども、ただスマホやタブレットを長時間使うことによって子供の脳の発達が阻害されているという調査、そういうものもあったり、どのような影響を与えるのか、そういうことが明らかになるまでには、まだまだこのデジタル機器、人類が使い始めて短いので、まだこれから期間がかかるものだというふうに思います。でも、本当に幼少期からそういうものを使って生涯を終えたという世代がまだないので、デジタル機器による影響というのは本当に未知数であって、その点をしっかり考慮していただいて慎重に進める必要があると思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 児童・生徒への影響につきましては、これまで以上にタブレット端末等のデジタル機器を利用する機会が増えることが想定されることから、様々な健康への影響についての多様な科学的知見について情報収集を行った上で、今後児童・生徒の健康面に留意した指導を行うことが必要であると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今分かっている健康被害としては、目や姿勢に対する影響ですとか、また依存症など、楽しいですので、私もデジタル機器大好きなので、ついつい使ってしまう、やると長い時間使ってしまうというような、そういう依存症、メンタルへの影響なども分かっているところですけども、さらにまだ分からない影響ということもあり得ますので、その点は市としてもしっかりと注意しながら活用していただきたいということを要望いたします。

この項については以上です。

次に、最後の難聴者支援のところに移りますけれども、市長答弁では、加齢性難聴についての財政的支援を行うことは困難だということですけども、必要性についてはどのように認識されているのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 加齢性難聴につきましては、加齢による聴力の低下ということで40歳代から始まっていると言われております。70歳代ではほとんどの音域で軽度から中等度難聴のレベルまで低下すると言われております。ただし、中耳炎ですとかウイルスによる難聴の可能性もありますので、早期に耳鼻咽喉科にかかることが重要と言われております。また、補聴器による聞こえの回復を図る場合にも、専門店による小まめな調整が必要と言われております。

こうしたことから、加齢性難聴に関する啓発など何らかの支援は必要であると、このように認識しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 令和元年第2回定例会で同僚議員が取り上げた際には、認知症の35%が予防可能な9つの要因から来ており、難聴はその最大のリスク要因だということを紹介させていただきました。WHOも、聴力が中程度難聴の41デシベル以上の場合には補聴器の使用を推奨しています。

本市としても認知症予防に対する様々な取組を進めていると思いますが、難聴への支援は認知症を予防するために大変効果が高いのではないかと思います、この点についての御認識を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 認知症への対応の基本につきましては、運動、栄養、社会参加など、バランスよく健康的な生活を送ることが重要であると認識しております。もちろん、社会参加につきましては、人と人とのコミュニケーションが必須であり、そのためには聞こえの能力も一定程度維持されている必要があると認識しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 認知症っていうのは遺伝的な背景もあると言われてますので、完全に発生を抑えることはできないと思うんですけども、難聴は対策をすることで認知症を予防できる一番大きな因子であるということが明らかになったことは大変重要だと思いますし、そこに支援を行うことで大きな認知症予防につながるものというふうに思います。

次に、現状のところに移りますけれども、令和元年第2回定例会で同僚議員が取り上げたというお話しましたけれども、それ以降どのような検討が行われたのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京都内の区市町村の状況につきまして調べました。令和2年度中に本市を含めて26市におきましては、難聴者支援として補聴器購入支援を行っているところはございませんでした。一方、特別区におきましては、23区中11区で補聴器の購入助成などを導入しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 他の自治体の取組など調査をしていただいたということだと思いますが、23区で導入しているのは11区ということでしたけれども、現物支給をしているのは1区で、あとは財政支援を行っているということだと思います。

この事業の基準額、区によって違うんですけども、見ると2万円から3万円ぐらいが多いのかな、1万円ぐらいのところもあったかなというふうに思います。

この前回取り上げた際には、補聴器平均額、買えば27万円ぐらいするというところで、また高度難聴、耳かけ型というんですかね、これが基準額5万2,900円ということだったので、これを本市の75歳以上の方の半数、5,000人分補助した場合の予算ということで御答弁をいただきました。

他の自治体を見ますと、先ほども御紹介したように、さすがに全額補助しているというところは残念ながらなくて、1万円から5万円程度、また住民税非課税世帯の方や、別に所得制限を独自に設けて補助しているようです。

難聴になる方は70歳以上で3人に1人、80代で3人に2人とされているので、本市でも例えば75歳以上の半分程度と仮定して2万円の補助をした場合、予算規模としてはどのくらいになるのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 本市におきます75歳以上の方は約1万2,500人ほどおりますので、御質問の条

件ですと、その半数である6,250人の方に2万円の補助をするということになります。これは計算上は総額1億2,500万円の予算が必要ということになります。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） この1億2,500万円ということですけど、最大かかった場合の想定額として聞いたんですけども、これが一度に一斉にかかるという、そういう制度ではないと思いますので、参考までに他市の事例での利用実績を教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほど、特別区において導入実績があると御説明いたしましたが、この補聴器の購入助成を導入している特別区の利用者の実績を確認いたしますと、多いところでは約750人に助成をしているという区もございますし、少ないところでは30人を少し上回る程度の方に助成をしているということで、事業規模はまちまちでございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 自治体によってそれぞれ、さっきも申し上げましたけど、非課税世帯、独自の所得制限を設けていたりするので、人口ももちろん違いますし、利用実績もかなり差があるということが分かりました。

本市の場合、どの程度になるのかは制度設計によってかなり差が出てくるものと思いますけれども、前回の質問では、東京都の包括補助についても御紹介をしたと思いますが、この東京都の包括補助について市のほうでは把握されているものなのか、どのようなものであるのか確認をさせていただきます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京都の包括補助、これは正式名称としては高齢社会対策区市町村包括補助事業とありますが、特定目的ごとの補助金とは異なりまして、区市町村が地域の実情に応じて創意工夫を凝らして主体的に実施するサービスを支援する補助事業であります。

先進的な取組を支援いたします先駆的事业、東京都の目指す施策または区市町村の独自企画を実現するための選択事業などがございます。補助率につきましては、先駆的事业は10分の10でございますが、その他はおおむね2分の1となっております。

補聴器の支給等に関する補助はメニュー化されておられませんけれども、選択事業のその他別に定める事業として採択している例があるというふうに伺っております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 本市でもその包括補助制度を活用すれば、先ほど御答弁いただいた予算よりもかなり少ない金額で、予算でできるんじゃないかと。利用実績も他市を見るとそんな何千人とかというところありませんので、補助に一步踏み出せるのではないかとというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 仮に東京都の包括補助を活用するにしたとしても、その補助率というのは2分の1でございますので、先ほど御答弁した金額を基に計算すれば市の負担は6,000万円以上ということになります。このため、導入は困難であるというふうに認識しております。

なお、補聴器を購入する場合には、補聴器を正しく調整して使用するということが重要でございます。補聴器は精密機器でございまして、調整に手間をかけることが必要であります。必要な調整が行われず不快な状態で使用することで長続きしないということがよく報告されております。

このように、購入助成は場合によっては効果を上げないおそれもあるため、課題が大きいというふうに認識しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 個人的にはあまり非課税世帯に絞るとか、所得制限を設けるというやり方はあまりよくないと思うので、できれば必要とされる全ての方というふうには思うんですけども、やっぱり予算規模も大きいですし、御答弁あったように、買ってそこで終わりではなくて、その後、その方の耳に、耳というか、何か脳にちゃんとそれが、脳が聞けるようにするための何か調整ですとか、慣らすための時間や調整が必要だということですので、なかなか単独事業として行うのは困難だということも理解はできるんですが、ただ、欧米諸国ではかなりこの支援というのは広がってしまっていて、イギリスやデンマーク、ノルウェーなどでは100%国が公的補助を行っていたり、ドイツやスイスでも9万円、10万円という公的補助があるんですが、日本は残念ながら自己負担というふうには、障害の方以外は自己負担というふうになっています。

国や、少なくとも東京都で制度をつくるべきだっていうふうには、それは基本的に国としての制度をやるべきだっていうふうには思うんですけども、市としては国や東京都に対して要望などは行っているのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 加齢性難聴に対する支援に関しまして、東京都の令和4年度の予算編成への要望事項とするかにつきまして、令和3年2月9日に開催されました東京都市町村高齢者・介護保険担当課長会、こちらにおきまして議題に上がりました。ただし、結果的にはその賛同者が少なく、要望事項の対象外となったということでございます。

書面開催でございましたので、各市の具体的な理由というものは不明でございますけれども、市といたしましては、補聴器の購入費の助成というものは予算規模がまず大きいと。さらに購入されたものが、先ほど御説明いたしましたけれども、使用されないおそれもあるということがありましたので課題が大きいというふうに考えております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） そうですね、買っただけではなくて、もしやるならば、購入支援だけではなくて、やはりその後の調整についてもきちんと支援をしていく必要があるというふうに思いますので、なかなか困難だというのは十分理解はしているんですけども、ただやはり、この間、自治体がいち早く国や東京都に先行して制度化をすることで国や東京都を動かしてきたという実績もある、事例も様々あるということから考えると、やはり市が独自支援の一步を踏み出すってことはとても重要だというふうに思います。

認知症の予防につながるってということもある、それもすごく重要なんですけれども、やはり聞こえないというのはすごく人とのつながりの中で物すごくつらいですね。集まりでもやっぱり一人だけ話が分からない、そうするとどうしても孤独を感じますし、そういう中でそういう集まりにも出てくるのをやめてしまうという高齢者の方、やっぱり何人か耳の遠い方でそういうふうになっているという方も聞きます。その高齢者の方々がやはり人とのつながりの中で生き生きと暮らしていくために、加齢性だとどうしても仕方ない、誰でも耳が遠くなるんだから仕方ないというふうに思いがちなんですけれども、そうではなくて、何より高齢者の方が生き生きと暮らしていくために、これは本当に必要な支援だというふうに思いますので、ぜひ前向きな御検討を、支援を制度化するというのを検討していただくことを心よりお願い申し上げます。

以上で私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部副参事（富田和己君） 先ほどの上林議員の御質疑に対する答弁につきまして誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

モバイルWi-Fiルーターのデータ容量に関しまして「5メガバイト」というふうに発言してしまいましたが、正しくは「5ギガバイト」の誤りでございました。

おわびして訂正をいたします。申し訳ありませんでした。

◇ 中野志乃夫君

○議長（関田正民君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず、障害福祉施策について。

①障害福祉サービス事業所において配置加算されるピアカウンセラーの資格認定は、誰がどこであるのかという点についてです。

②他県から東大和市のグループホームに入居することが出来ないのは、どのような規定に基づくものなのかについてであります。

③として、民間委託されている「は〜とふる」にだけ東大和市は通所者の送迎に関して高額の補助金を出しているが、全く同じ事業を行っている他の障害福祉サービス事業所の送迎には1円も補助金を出していない。この不公平極まりない慣行をいつまで続けるのか、その点について伺うものです。

2番目として、東大和市業務分析等支援業務についてであります。

①業務報告書に何故、黒塗りの項目があるのか、この点について伺いいたします。

以上、壇上ではこの質問で終わり、あとは自席からお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、こんにちは。

初めに、障害福祉サービス事業所において配置加算されるピアカウンセラーの認定についてであります。原則としましては、都道府県等が実施する障害者ピアサポート研修を修了することで認定されることとなっております。

ピアサポートを実施した場合の加算につきましては、令和3年度の報酬改定で新たに設けられたもので、令和6年3月31日までの経過措置としまして、都道府県が認める民間団体が実施するピアサポートの養成研修を受講した場合におきましても認定されることとなっております。

次に、東大和市のグループホームへの他県からの入居についてであります。グループホームの入居に関しましては、入居を希望される方とグループホーム事業者との契約に基づくものであります。他県の方が東大

和市内のグループホームに入居できないといった法令上の規定はないと認識しております。

次に、は～とふるで行っている障害福祉サービスの送迎に対する市の補助金についてであります。総合福祉センター は～とふるで行っている障害福祉サービスにつきましては、公設の旧みのり福祉園の事業を引き継いだ内容となっております。旧みのり福祉園では、生活介護や就労継続支援B型におきまして、比較的重度の方を受け入れ、小型バス等での送迎を行っております。市から、は～とふるへの事業の引継ぎに当たりましては、事業を安定的に実施していくための必要な経費として一部市が負担することにしたものであります。

次に、業務分析等支援業務報告書における非公開箇所についてであります。報告書の記載内容につきましては受託事業者の知的財産である企業情報が含まれており、受託事業者から報告書を公表する際は当該箇所について非公開を求める要請がありましたことから必要な措置を行ったものであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○22番（中野志乃夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、ピアカウンセラーのことに關しては、今市長答弁にもあったとおり、新しく制度としてそういったものが加算されることになりました。ピアという言葉は当事者同士と言ったほうが分かりやすいかと思うんですけども、障害、とりわけ精神障害とか、そうした障害を持った方がその同じ障害者の方にいろいろアドバイスをするとか、相談に乗るとかということが大変有効であるということで、この間、私もいろいろそういった事例に遭遇して、なかなか職員とか、いわゆるそういう精神の専門家がいろいろアドバイスしてもなかなか受け入れてくれないことが本当に当事者同士のそういった相談業務によって本当に驚くように話がうまく進んだりとかいう経験もしております。大変ありがたい、そうしたことが生かされることは有意義なことだと思うんですけども、肝腎のピアカウンセラーも、そもそもそれをどこで誰が認定するかということがまだ具体化されていない。

民間の団体で一部やっているところもありますけど、ちょっと確認したら、その民間の事業者もかつてはそういう講習をやったけども、今回のこのピアカウンセラー制度のこういう導入に当たって、事業者としてどういう研修を行っているのかとか、そういったことの話がまだそういった事業者にも来てない、厚労省のほうもどういう基準でそれをやるのを認めるかというのがまだないような話でした。その点について、実際どういう動きになっているか、分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

○障害福祉課長（大法 努君） 今この加算につきましては、議員御指摘のとおり令和3年度の報酬改定から始まったということでございます。

厚生労働省におきまして、サービス等報酬改定に関するQ&Aというものが示されております。今お話がございました民間団体、具体的な団体名あるいは研修名が例示されておるところでございます。一部そうした具体的な実施団体、研修名が示されておりますが、対象として認められる研修につきましては、例示されている研修に限定されるものではないというふうに書かれております。研修の実施要項などによりまして、研修の目的あるいはカリキュラム、そういったものを確認の上で個別に都道府県において判断するというところでございます。

東京都におきましても、今後、都主催の研修の実施の検討を進めていく予定であるということでございます。以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

一応もう一つ、この確認といいますか、お聞きしておきたいんですけども、このピアカウンセリングそのものを認定する上で、当事者自身がどういう立場でいるべきなのか、障害を持った本人が利用者の立場でそういったことができるのか、いわゆる例えばB型なり生活介護の通所施設に通う形でできるのか、またもしくはそのそういう事業所の非常勤職員なり職員という立場でないといけないのか。また、いろいろちょっと見てみると、職員のほうも研修が必要みたいなように受け取れますけども、その点は、ちょっと分かる範囲でいいんですけども、分かったら教えていただきたいんですけども。

○障害福祉課長（大法 努君） このピアサポートの実施加算についてでございますが、ピアサポーターとして配置する従業者の職種といたしまして、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員ほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれているとされております。

また、職員の皆様につきましても、そうしたピアサポーターの支援が利用者に与えるプラスの効果といたしまして、職員の皆様に与えるプラスの傾向、あるいは自立生活を支える障害者を具体的に知ることができる、あるいは本人を中心とした支援が浸透するというところもあるというふうに参加資料がございます。

そうしたこともあって、職員の皆様にもそうした研修を受けていただくということがこのピアサポート実施加算において求められているということでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） どうもありがとうございます。

これ自身、どうも先ほどの答弁にあるように、せっかく制度としてできたんですけども、まだ東京都自身も具体的にその養成講座を開設まだしてないということですね。ですから、ちょっとせっかくいい制度なのに、どこでまだその認定をしてもらえるのか、一部、大分以前にそういう厚労省がやったようなものとか、東京都が保健所の管轄で以前そういう講習会をやったことがあって、もう四、五年前ですけども、そういったことがあった記憶もしてますけども、そこに受講した者がそれで認定されるかどうかもちょうとはっきりしないものですから、市のほうで分かったらすぐいろいろ御案内していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、他県から東大和市のグループホーム云々ということでお聞きしました。今回ちょっと私のほうもいろいろ皆さんのほう、当事者の方とか、ほかの事業者から、いろいろな方たちのほうからいろいろ疑問を聞く中で質問項目に入れさせていただきましたけども、ちょっとこれに関しては確かに私も東京都に確認したら、ちょっとそういうことも別に言ってないと障害担当者のほうも言っていましたので、ちょっとこれはどうも都営住宅の入居が3年ないと、他県から入った場合に入れないという、その話とごっちゃになったのかなという、どうもそんな感じなものですから、これは私のほうでそういうふうにご了解をしたものですから、これ以上はちょっと質問は終わりにしたいと思っております。

次に、3番の民間委託されてる、は～とふるに関して、これはちょっと私の場合、度々すみません、質問させていただいております。

これは他の事業者からやはり不満が大変多いことになってるので、どうしても納得できないということから改めてお聞きするわけですけども、これは具体的なそういう約束といいますか、いろいろな規則、規約、要綱等、そういう中で具体的にもう市は、は～とふるに対しての送迎は必ずやるという明記になっちゃってるんでしょうか。その点まずお聞きします。

○障害福祉課長（大法 努君） こちらにつきましては、平成24年に策定されました（仮称）東大和市総合福祉

センター基本計画において、運営に関する市の関与として総合福祉センターにおける実施事業のうち、事業者  
に市が実施を依頼する事業について委託または補助事業として実施することを明記し、安定した事業運営を  
図ることといたしました。これを基に（仮称）東大和市総合福祉センターの整備及び運営に関する協定書及び東  
大和市総合福祉センター は〜とふる運営費等補助金交付要綱に基づきまして、法人がは〜とふるにおいて行  
う事業に要する経費の一部を市の予算の範囲内において補助を行うこととしております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうしたら、そういった要綱を制定して、は〜とふるが行う事業に要する経費の一  
部を市が補助するという事はそういうことかもしれませんが、具体的に何をやるっていうことは明記さ  
れてるんでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 基本計画におきましては、運営に関する市の関与についてということで明記を  
してございます。先ほど申しあげました市の実施を依頼する事業で委託または補助事業を実施することで安定  
した事業運営を図るということ、それからまた協定書におきましては、次に掲げる事業、いわゆる生活介護事  
業における利用者の送迎バスの運行、こちらについては市の予算の範囲内で基準額を限度に補助を行うこと  
ということで明記をしてございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうすると、具体的にそこまで明記をするけれども、ただこの市長答弁などの中か  
らすれば、事業を安定的に実施していくために必要な経費ということで、一定、事業運営がある面、は〜とふる  
が安定してきたら市はそこまで関与しなくてもいいというふうにも受け取れますし、つまりそこをどうして  
もずっと続けていかなくちやいけない内容なのかどうか、ちょっとその辺はどうなんだろう。つまり、あ  
くまでもは〜とふるの運営が最初なかなかうまくいかなかったり大変なこともあるだろうから、当面はじゃそ  
のぐらいの援助はしますと、そういうふうにも私は受け取れます。

ましてや、何度も言いますが、全く同じ事業ですね、就労継続支援B型、生活介護事業、全く同じ事業  
をやってる事業者が市内にも幾つもあるわけですね。そこに対しては一円も補助は出してないわけです、市  
は。そのことを考えると、ここに、しかも毎年2,000万円台ですね、出してる金額は、相当な金額を出して  
るわけですから、これは私からすれば、何である面、行革の対象にもならないのかとか、不思議なことがい  
っぱいあります。逆にそれだけ余裕があるんなら、ぜひほかの事業所にも出してほしいですね、それだけの援助  
を。そう思うんですけども、その辺は、ちょっといろいろ、ちょっと項目いっぱい言い過ぎましたけども、ま  
ず一定の安定した状態になったらやめてもいい事業ではないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） この送迎バスの運行につきましては、利用されてる方たちに継続的に安定して  
通所をしていただくためには欠かせないものでございます。総合福祉センター は〜とふるにおきましては、  
障害の重い方あるいは自閉傾向が大変強く支援度が高い方、そうした方を多数受け入れております。そのため、  
リフト付きのバスでありましたり、またそうした場合、給付費における送迎加算というだけでは賄えない現状  
がでございます。そうしたことから、多くの費用、現状においても要しているというこのバスを運行をしてい  
ただきながら安定して事業をまだしていただく、運営していただくために市からの補助は必要であるというふう  
に認識をしております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっとその辺の認識が違うかなと思ってます。いろいろな事例があります。はっ

きり言って、は～とふるじゃ受け入れてくれないからといって、市内のほかの事業所に重度の、いわゆるなかなか困難事例の方が回ってくるのがよくあります、受け入れてくれと。実際、私のほうでも他市のほうの市のほうからお願いされて、どうしても大変な事例なんで受けてくれということで、そうすると、わざわざそこまで送迎して受け入れてます。それは当然その事業者持ちです。市から一円の補助もないです。

実際、規模からいって、確かに大きいようにも見えるけども、そういった人たちが全部いるわけじゃないですから、どう考えてもほかの市内の同様の事業者が自前の車で、リフト車とか、普通の車で送迎することで対応できる私は範疇だと思っています。

ですから、このことは本当にちょっとやっぱり考えていただきたい。とりわけ、今回のこの後の質問と重なるんですけども、業務の委託に関していろいろ見直しを大々的に迫る、そういう話もあって、具体的な、業務報告書にはこれ必要ない、あれは必要ないということまでいっぱい出されてる中で、逆に何で、どうしても不可解極まりないこの加算がずっと続くのが本当に納得できないんです。

実際本当に、は～とふるさんほどの事業所であれば、当然そのぐらいの経費は出せる、自前でやれる範疇だと思いますよ。逆によく、何でわざわざそこまで金額、2,000万円というのがちょっと私も信じ難いです、そんなに経費をかけるのか、送迎に。民間の事業者でほかで同じようなことをやって、確かに車もそのためのリフトカーが必要だとか、運行のために職員が必要だということもありますけど、でもそんな経費かけてなくてやれてるわけですし、車に関してもいろいろ、馬主協会とかいろんなところからいろいろ、半分以上といえますか、4分の3の補助が出たりとか、そういったところを皆さんうまく利用しながら、職員はしょうがないです、自前でそのための職員も雇いながらやってるわけですから、ちょっとここは本当にもう一度考えてほしいと思っています。

で、は～とふるとの契約に関しては、これはずっと変わらないんですか。つまり指定管理制度だったら何年かの間隔で、間でまたほかの事業者ともう一回協定をして事業をほかにまた持っていくということもできますけども、は～とふるに関してはそういったことはできないんでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） このは～とふる建設に当たりましては、向こう30年の土地の無償貸与というところで基本計画にもなって契約、協定も結んでおります。また、協定書の中においても、その事業者において、その継続に当たって問題が生じるとか、そういうことがない限りは引き続きの、特段は～とふるとの契約を破棄するというにはなっておりませんので、現在は当然今の現状の法人に担っていただくということを想定しております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうすると、30年間というか、そういう話なのか分かりませんが、ちょっとやっぱり、は～とふるを建設する際に当たっていろいろちょっと、これはもう以前の市長の時代の話ですからしょうがないのもありますけども、あまりにもいろんなことがちょっと十分な検討なしに進められて、本当にしっかりとした全体の市の福祉計画の中でちゃんと位置づけられてたか、大変私は疑問に思っております。

確かに当時、あの当時、例えば社協なりがそういったことをやれと言ってもできなかったかもしれない。ただ、私が今思ってるのは、今この時点で言えば、その当時はできなかったからしょうがないとは言うんですけども、今現状で見れば、社協さんだって同じ事業はできるんじゃないか。逆に、あと市内で今民間でやってる事業者が連携すれば間違いなく同じ事業はできます。もっと経費的にもうまくやれるなというのは私は実感しています。これはほかの事業者さんといろいろ、理事長などとも話して、やはりちょっと、は～とふるにだけ異

常にお金が、市が援助し過ぎててなかなかうまくやれてないんじゃないかというちょっと疑問があります。

ですから、とりわけこの送迎費に関してはやはり見直してほしいし、どうしても、は～とふるがそう言って、それだけ大変だというんだったら、じゃほかの民間の同じやってる事業所にも少しはちょっと援助のお金を回してほしい、そう思います。ちょっと毎回そういった話で申し訳ないんですけど、ちょっと今回はこのことを指摘しておきます。

それで、次の最後の質問にも関わるんですけども、今回、市が業務分析等の支援業務を行ったことに関して、内容的には黒塗りになってるところは企業秘密だと、知的財産で云々ということでそれは了解します。

けれども、これの内容に関して、一応委託された事業者の意向で全部載せて、こういうことを考えてやれるんですよという話ですけども、基本的なところでちょっと疑問に思うんですけども、東大和市として委託業者にこういうことをしてほしい、こういう内容で分析というか、評価してほしいという、当然そういう話はしてるんですよ、これ。その点どうなんでしょうか。

**○企画課長（荒井亮二君）** 業務分析と支援業務の委託の内容の関係でございます。

こちらの委託につきましては、本委託を始める際に市としての考え方、目的等をまとめてございます。こちらについては、今後持続可能な市政運営というところを焦点にしまして、効果的・効率的な行財政運営が必要であると。そのためには、現状の市の事務事業の抜本的な見直しが必要であるというところの課題をまず前提として捉えてございます。

そのために、外部の客観的な視点に基づきまして、効果的・効率的な業務の妨げとなっている問題点ですとか、また課題を分析し、それらを改善するための方策を挙げていただくというところを目的に委託という形で業務をお願いしたところでございます。

以上でございます。

**○22番（中野志乃夫君）** 私もちよっとこの分析、何度もちよっと目を通して考えてますけども、言ってることは、市財政逼迫するといいますか、大変な市財政を何とか、ちよっと最近のはやりの言葉で言ったら持続可能なものにしていくのかっていうために、なるべくいろいろな、切れるところはどんどん切ってくと。それでいろいろ問題ないようにやっていきたいということでもあります。単純に切れる分野のお金は民間にお任せする。それでなるべく市の負担がないような形で運営していきたいという思いだと思えます。

で、その点を考えると、やはり、先ほどの問題とまた、すみません、絡んでもう一度聞きますけども、今回のこの業務委託に対して、は～とふるのこういった送迎のこととか、そういったことはなぜ触れられてないのかなど。細かいところで、これはもう必要ないだろう、これはもう要らないだろうといういろいろ羅列してあるけども、先ほど言ったように、私とすればどうしてもこの無駄というか、必要のない送迎費用が、は～とふるにだけ多額に加算されてるし、あと実際、は～とふるさんが市から作ってもらったパンを作る機械ですか、あれ本当にフル稼働でちゃんと生かしてるのかなとか、いろいろ疑問はあります。実際あと、経営上、どうしてもなかなか大変だから特養ホームを設置してほしいということで、無理やり特養ホームも入りました。だけど、あそこはいつも満床じゃないとか、疑問がいっぱいあります。その点でも、そういった点に関してこの業者さんのほうにそういった問題があるっていうことは、それはあえて触れない形でお願ひしたのか、逆にそういうことも触れたけど別に関係ないってなったのか、その点はどうなんでしょうか。

**○企画課長（荒井亮二君）** 本業務分析の受託業者との調整内容につきましてでございます。

今回の委託の中では、事務事業の廃止・縮小という分析をこの受託業者が行ってございます。その方法でご

ざいますが、市の全業務を把握しまして、それらに対する課題の抽出、そういったところをこの受託業者はやってございます。その中で、受託業者が持った視点としましては、事業の必需性、有効性、代替可能性という3つの視点を用いて分析をしてございます。この視点に基づきまして、その事業の妥当性ですとか費用対効果、そういったところに課題があれば指摘を行っているところでございます。

今回の総合福祉センター は～とふるの補助事業に対しましては、障害福祉課の指摘事項に対する指摘事項等につきましては、この受託事業者の見解としましてはそういった課題というところの指摘はなかったという結果になってございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 指摘がなかったっていうのは、ちゃんと、は～とふる、既に民間委託しちゃってるから、それは市の業務として除外したからそうなったんじゃないかと、私はそう思うんですけども、恐らく中の分析して見せたら、これはどうなの、あれはどうなのと、これだけ厳しくいろいろ指摘されてますから、当然入ってくるんじゃないかと、そう思うんですけども、いずれにしても、ちょっと今回の業務の内容に関しては、そういう民間だったらこうなるよ、これだけの経費とかまだ落とせますよという、そういう一つの事例をただ述べさせたといいますか、述べるためのものとして理解すればそれはそうなんですけども、ちなみに、これの業務分析のために費用は幾らぐらいかかっているんでしょう。

○企画課長（荒井亮二君） 本業務分析等支援業務委託ということで、こちらの契約金額につきましては1,677万5,000円の契約金額となっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） もうちょっと安いのかと思ったら随分高いんで、ちょっと驚いています。1,600万円、その経費のほうが無駄じゃないかっていうか、私から言わせれば、かかり過ぎじゃないですか、ちょっと。この内容でね、ここまでなんだったらちょっとそれはどうだったのかなという疑問を持ちますけど、いずれにしても、ちょっと本当にこの間も行革のことでいろんな形で市は進めています。いろんな提言もしてる。庁内での会議でもいろんな問題を提起してますけども、その内容である面大体十分なことも言ってるんじゃないかという気がしてます。

あえてここの、こんなに1,600万円もかけてこういう内容をつくらせて、それはちょっとお金かけ過ぎじゃないかというちょっと印象持ちますけども、いずれにしてもちょっと市の内部のいろいろ事業で、確かに私も今このは～とふるの問題も提起しましたけども、もっともっと分析して、市の経費、もっと、そんなに2,000万円以上も送迎費出さなくてもいいんじゃないかという点ではそう思ってますし、恐らく市の財政からすれば、その2,000万円をじゃほかに回すとか、またそれプラスほかの事業者も同じことをやってるところも援助するというのは、とてもそんなお金は出せないという前提でいろんな話が進んでると思いますから、ならば本当にそういったことも含めて、市の本当に健全運営するための経費節減に努めていただきたいと、そのことを訴えて、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫君議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分休憩いたします。

午前11時31分 休憩

---

午前11時35分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（関田正民君） 次に、14番、和地仁美議員を指名いたします。

[14番 和地仁美君 登壇]

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨年から、日本全国の自治体の目下の重要課題は新型コロナウイルス感染症対策となっておりますが、ワクチン接種もスタートし、この課題解決に向けた道筋が少し見えてきたことを受け、今回私は、その先の東大和市の活性化、発展に関係のある人事行政について取り上げたいと考えました。

先日の報道では、長時間労働を敬遠してか、国家公務員総合職の応募者数が5年連続減少しているとのことでしたが、一方、地方公務員については、就職活動中の大学生の志望度が3割増と一気に復活したとの報道もあり、この2つの報道から見ると、東大和市がよりよい人材を獲得するチャンスが今までより向上している状況ではないかと思えます。よりよい人材を獲得し、育て、活躍してもらうことは、市民ニーズに応え、東大和市の活性化、発展を実現するための礎とも言えます。

また、ESGやSDGsの重要性が高まり、スマートシティやグリーンテクノロジーなど、テーマ別に戦略を立てなければならない現在において、官民の垣根はなくなってきているとも言われています。民においては社会の公器としての役割が強く求められ、官においては民間のような柔軟性やスピード感が必要とされており、官民が連携することは時代の要請とも言えるでしょう。行政サービスを提供する、すなわちサービス業である行政においては、それを担う職員が一番重要かつ市独自でよくも悪くも変えられる経営資源であると言えます。

さきに述べた時代の変化だけではなく、人口減少、自治体間競争といった環境の変化並びに複雑化・高度化する行政ニーズに対応するためには、時代に合った人事戦略は、持続可能な行政運営並びに市の発展には不可欠です。

そこで、以下お尋ねします。

①東大和市の人事行政の現状と課題について。

ア、現在の人事行政上の課題は何か。

イ、課題解決のための取組と効果について。

そして、次の質問ウについては、内容は変わりませんが、通告書の表記ではなく、より時代に即した表現に変更したく、以下読み替えさせていただきます。

ウ、今後、複雑化ならびに高度化する行政ニーズに対応するため新たに求められる行政に携わる人材の資質や能力に対する市の認識について。

②採用について。

ア、新卒採用の現状と課題について。

イ、中途採用の現状と課題について。

③人事行政における新たな取組について。

ア、多摩26市間の職員交流について。

a、現状について。

b、東大和市が期待する効果について。

イ、一般職の任期付職員の採用の活用について。

ア、活用可能な事務事業や分野についての認識は。

イ、今後の可能性についての認識は。

ウ、その他、人事行政における民間企業との連携の可能性に対する市の認識は。

以上、この場での質問はここまでで終了させていただき、再質問につきましては御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[14番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、人事行政上の課題についてであります。多様化、高度化する行政ニーズ及び市民サービスへの要請に的確に対応するため、職員の資質、能力の向上に加え、職員のモチベーションの維持、人材育成、適材適所の配置が重要であると認識しております。

次に、課題解決のための取組と効果についてであります。東大和市人材育成基本方針及びアクションプランに基づく職員採用や職員研修をはじめ、短期ジョブローテーション、メンター制度並びに庁内公募制度等の活用を図っております。また、人事評価制度により、職員一人一人が各職層に求められる職責や職員の資質について振り返りを行うことで市民ニーズに応えられるように自己研さんに努めております。

次に、今後新たに求められる職員の資質や能力についてであります。東大和市人材育成基本方針に掲げる「熱意と使命感を持ち、市民とともに東大和の明日を拓く職員」を目指す中で、より一層の柔軟性やスピード感が必要になると認識しております。

また、変化の激しい社会情勢の下、継続して力を発揮できるよう、精神的・肉体的に健康であるための努力、自己管理ができること、また自分と異なる価値観を受け入れ共感する力、相手との対話を通して到達点を探り調整する能力等が必要になると認識しております。

次に、新規職員の採用状況についてであります。当市では、大学等の新規卒業者と社会人経験者を分けずに採用試験を実施しております。

採用に当たっては、一次試験では筆記による一般教養試験または専門試験、二次試験では集団面接、また最終の三次試験では個別面接を実施しております。

次に、課題についてであります。最終試験の合格通知後、一定の割合の辞退者がおり、採用計画の見直しや職員の配置計画に支障を来す場合があることが挙げられます。

採用過程において、例えば当市の魅力や働く仲間、職場のイメージを膨らませて、やる気と本人の適性を再確認できるような面接を行うなど、辞退者の抑制に努めてまいります。

次に、多摩26市における職員交流についてであります。令和2年度に東京都市長会で多摩26市間における職員交流の実施が決定されました。当市も当初エントリーをしましたが、外部派遣団体への派遣者数の増加、また普通退職者の申出が増えるなど、人事管理上の観点から急遽エントリーを取り下げしております。

期待する効果としましては、派遣を通じて得られる知見や経験、人脈等が人材育成の一環として役立てられることとあります。

今後は他市における成果や当市の職員状況を見極めながら、必要に応じて検討してまいります。

次に、一般職の任期付職員の採用の活用における認識についてであります。多摩26市における活用状況では、法務、観光、広報等、専門的知識が必要となる分野での採用事例があると認識しております。

当市ではまだ情報収集のレベルではありますが、他自治体での運用上の課題や成果、当市の組織に置き換えた場合の実効性等を研究してまいりたいと考えております。

次に、人事行政における民間企業との連携についてであります。現時点では、民間企業との間で職員の派遣交流等の具体的な計画はありません。東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略や民間企業等との地域活性化包括連携等を契機とした各事業者との関わりの中で人事交流の可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○14番(和地仁美君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、現状と課題についてからいろいろともう少し詳細を確認したいんですが、市長答弁では、人事行政についての重要な点を幾つかお示しいただき、また課題解決のための様々な取組についても御答弁の中で示していただきました。それらの取組によって確認できている効果について再度確認させてください。

○職員課長(岩本尚史君) 市長答弁の例でございますが、各取組につきましては、主に職員のモチベーションの向上につながるものと認識しております。

例えば短期ジョブローテーション、こちらでは事業部門ですとか管理部門での経験を重ねながら、自分の適性あるいは関心のある部門をイメージをすることで、必要とするスキルの向上また自己啓発につながると考えております。

また、コロナ禍によりまして新たな業務、それに伴う様々な細かい配慮などが必要な各業務の中で、職員が元気にチームワークよく職務を遂行できるように、職員一人一人の心身の健康管理、これが一層必要になると認識しております。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) モチベーションの向上につながっているということです。

次に、採用について教えていただきたいんですけども、正規職員の採用についてはいわゆる春採用のみの形で当市は行っているかについて確認します。

○職員課長(岩本尚史君) 採用でございますが、通常は年度の始まる4月1日付の採用を行っておりますが、採用計画の後に普通退職者ですとか内定辞退者など職員の欠員が生じた場合には年度途中での採用も実施しております。

また、4月1日付の採用活動を行う中で、条件が満たされたときには年度途中での採用もまた実施しております。現在7月1日付の採用準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) 年度途中での採用については決められたことではないようなんですけれども、今年度については7月1日付の採用の準備を進めているということですが、その背景や理由について教えてください。

○職員課長(岩本尚史君) こちらは令和2年度に令和3年4月1日付採用計画を進めておりましたが、その後、内定の辞退者、また普通退職者によりまして配置計画に欠員が生じてしまったためということでございます。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) 一般的に、特に新卒採用については内定辞退者の歩留りというものには民間企業でも想定して内定を出したりするものなんですけれども、先ほどの市長答弁では、採用についての課題として内定辞退者

がいるということを挙げられていました。

ここ3年の採用活動における内定者数と内定辞退者数について教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 平成30年度実施の採用試験では、内定者が17人、辞退者は4人となっております。平成31年度では内定者が26人、辞退者は13人、令和2年度実施では内定者が23人、辞退者は9人となっております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 歩留りという話をしましたが、ちょっと歩留り悪いかないという印象です。

内定を辞退した理由についての分析などは行っていらっしゃるでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 辞退者から電話等の連絡の際に、プライバシーにも配慮をしながら聞き取りを行っております。主な理由としましては、他自治体、民間企業に内定をもらったことが挙げられておりますが、それ以上の具体的な理由まで踏み込んだ聞き取りはしておりません。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 当市を辞退して民間企業や他自治体を選んでいるということについて、もう少し詳しい理由については把握されていないのか。と申しますのは、他自治体、特に東京都内であれば、自治体の担うものというのは他市でも基本的に同じような仕事の内容ですし、その給与面というか、報酬面についても、ラスパイレズ指数などで各自治体も検証してますし、同じ東京都内ということでそんなに大きな格差はないと思うんですね。

そういった中で、当市を辞退して他の自治体を選ばれている理由について把握をされたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） そちらにつきましても、どうしてもプライバシー等配慮しながらということがございますので、もう少し具体的な聞き取り等も行っていく中で確認ができれば、今後の採用計画その他に反映してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） ぜひそうしてください。

市が条例に基づいて公表して、今現在も市のホームページに掲載されております東大和市人事行政の運営等の状況という報告書ありますけれども、その内容を確認しますと、職員の普通退職者、いわゆる定年ではなく普通に退職をされる数については、平成27年度が2名、平成28年度が4名、平成29年度が4名、平成30年度が8名、平成31年度が2名というふうに報告書に書かれています。退職には様々個人的な理由があることだとは思いますが、せっかく育成した人材を失うということは当市の損失とも考えられます。

例えばこの普通退職者が、先ほどの内定辞退者と同じように他の公共団体に転職されている例はどの程度あるか把握されてますか。

○職員課長（岩本尚史君） 平成27年度から、今御説明ありました平成31年度まで、この間の普通退職者は合計20人おりますが、そのうち3人が他の公共団体に転職をしております。

令和2年度につきましては、13人の普通退職者中5人が他の公共団体への転職となっております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 様々理由があるとは思いますが、ちょっと残念な印象です。

この当市からほかの自治体へ転職をされた理由については把握されてますか。

○職員課長（岩本尚史君） 聞き取りの結果、家庭の事情で他県あるいは都内の自治体への転職をしているケースがございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 他県といっても、埼玉県なら隣ですので通勤可能、うちの市の職員もそちらの県に住んでらっしゃる方もいると思いますし、同じ都内であれば、島しょまで行かなければ通勤可能じゃないかなという感じがするので、この今の事実についてはちょっとまた残念な思いがありますけれども、ほかの業種に転職したのであれば、向き不向きとか、御本人の興味関心の変化とも言えますけれども、同じ業態、行政という自治体間の転職ということであれば、できれば理由などもヒアリングをして、今後の組織の課題解決に役立てていただきたいと思うんですけれども、この点についてはヒアリングされてるでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） この点につきましても、職員ですので、いろいろと家庭の事情、プライバシーの範囲で聞き取りをしておりますが、先ほどと同様、できるだけ踏み込んだ聞き取りができる範囲でそれを聞きながら、ぜひその後の人材育成、また採用試験等にも生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副市長（小島昇公君） すみません、転職の関係なんですけれども、最終の面接をしてる者として、やはりその転職の理由をいろいろ聞く中では、やはり御夫婦の中で双方が違う勤務先があつて、そちらに近いほうがいいとか、実家とかつていう例が、ここから出ていく人の話を聞くと意外と多かったかなと。

逆に、面接をしている中で、他の公共団体から東大和を受験されるっていう方も結構いらっしゃるんですね。やはりどうしてですかっていう話をすると、先ほど給与面の話ってあまり変わらないんじゃないかとお話ありましたけども、やはり日本一子育てしやすいまちづくりに寄与したいとかつていう理由が御本人の話の中から比較的多いと。

昔は公務員というと、一度入ったら最後までというのが私たちの認識では非常に強いんですけど、今の若い人たちは意外と自分のやりがいや目的に照らして転職をするということがそんなに変わったことではないのかなというふうに考えておりますので、やっぱり魅力ある仕事をしていただくということが長く本気で働いてもらえる職員を一人でも多くするには必要かなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（和地仁美君） 午前中に引き続き、再質問させていただきます。

市長答弁にもあったように、職員のモチベーションについては非常に重要なファクターだと思っております。以前も様々一般質問で組織力向上やモチベーションアップについて質問させていただいており、その中ではマズローの欲求5段階説からのアプローチで質問させていただいたところですが、今回はちょっとネガティブなアプローチになるかもしれませんが、最近、民間企業の組織の課題とされているぶら下がり社員、フリーライダー、日本語で言うところのただ乗り社員ということになりますけれども、非常に課題になっているということなので、その視点でちょっと現状を確認させていただきたいと思っております。

この2つの、ぶら下がり社員と呼ばれている方とフリーライダーと呼ばれている方は、いわゆる問題社員の類型とされておりまして、ぶら下がり社員という課題のある社員については、与えられた仕事はしっかりとこなす、その反面、必要以上の努力を避ける働き方をする社員を指す総称として、フリーライダーというのは、仕事を怠けていながら、ほかの社員の成果にただ乗りして自分の実際のパフォーマンス以上の報酬をもらっている人材を指すということになってます。一般的にこのような社員をそのまま放置しますと、組織内の環境を悪化させる、ほかの社員のモチベーションの低下や、やる気のある社員が転職してしまうなどというおそれがあるというふうに一般的に言われています。

先ほどの質問の答弁から、内定者の辞退者、その他の公共団体への転職者がいるという事実が分かりまして、副市長のほうからは具体的な主な要因についても御説明がありましたが、やりがい求めて、逆に言うと、当市の子育て施策に賛同して当市を受けるといっている方がいる反面、もしかしたら他市に魅力を感じてやりがいを求めて、モチベーションの高い人材が転職してしまうというようなこともあるのではないかとこのように感じております。

さきに言った、特に行政機関でいうとフリーライダーというのはなかなか評価制度の中で難しいかなと思いますので、40代ぐらいから先が見えて、定年まで安全運転でいこうという、必要以上のことはやらないというこのぶら下がり社员的な課題が当市の組織にあるのか、たまたまもしくはこのような課題を発見するために人事評価ではこういった点も評価項目に入れてるのかについて教えてください。

○総務部長（阿部晴彦君）　ぶら下がり社員やフリーライダーと称される職員がいた場合には、組織に悪影響を及ぼしますので、決して見逃してはいけないことだと認識しております。そういう面ではないかと考えております。

一方で、職員一人一人はそれぞれ得手不得手含めて、事業、業務を遂行する上で必要な能力、もっと伸ばさないといけない能力などがございますので、そういう面につきましては人事評価の中で面談を通して伝え、そしてPDCAを回していくというような、そういうようなサイクルとなっております。

あと、人事評価、現行の中でも、向上心、チャレンジ精神などの意欲、モチベーションあるいは仕事に対する姿勢を評価するという要素は入っております。

以上です。

○14番（和地仁美君）　了解しました。

それから、東大和市に限らず、行政組織は、例えば職員の定数を条例で定めておりますので、ローパフォーマーといいますか、なかなかパフォーマンスが上がらない職員や、もしくは退職者がいたとしても、もちろん会計年度任用職員という制度ありますけれども、職員数を必要なだけのパフォーマンスを上げるために増やすということは条例改正しないと難しいというのが現実だと思います。

また、その人員不足、先ほど26市のほうも余裕がないのでそういった機会を捉えられなく、急遽手を下げたという御答弁ありましたけれども、必要なパフォーマンスを確保するために会計年度任用職員の方を採用することは、物件費に計上されますけれども、いわゆる税金がそこにも投入されるわけですので、市民の一般の民間企業で働いている方にとって、もしくは今のこのコロナ禍で非常にシビアな中で仕事と向き合っている市民からすると、パフォーマンスが上がらない職員の方などをずっと雇用し続けることというのは、税金の無駄遣いとまでは言いませんけど、一定程度の課題として捉えるべきではないかなというふうに思っております。

先ほど、副市長の答弁の中で、公務員は一生首にならないというような時代ではなく、勤め上げるというよ

りも、若い人では目的を持って他の公共団体に転職するというのも昔ほどは腰が重くないというような時代になったというお話ありましたが、全国では勤務実績を理由として分限免職を行う自治体も出てきています。

そのような自治体については、人事評価の中ですぐに問題があるからバツだよということではなく、いわゆる資質向上のプログラムの研修を例えば3か月程度受けて、そしてパフォーマンスを上げられる、能力というよりも多分気持ちの面が大きい部分が多いと思いますので、その部分について改善していただいて、またいい戦力になってもらうという形で、どうしてもそのプログラムで改善しなかった方には、お互いの幸せのためにもっと向いている職場に行ってくださいとか、そういう方が組織の中にいると、例えば若手の方がその方を見て悪影響を受けるとか、いろいろな弊害もありますので、そういった形で、もちろん条例を制定して分限免職を取り入れている市がありますけれども、当市についてはそのような研究、導入についての検討などはされているのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 今お話のあった件は、私たちのほうでは見る限りは千葉市や大阪市の事例のことかと認識しております。

当市におきましては、具体的な導入の検討をしたことはございません。現状では、人事評価制度、この中で調査結果に基づきまして給与あるいは勤勉手当、差をつけるといいますか、反映する仕組みとなっております。評価の結果が下位の場合には面談で指導などもいたしますし、また減額の措置ということも実際に適用されております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 了解しました。

そこら辺については非常にコロナ禍という形で皆さん生活、職業を確保するのも不安定な状況になってるからこそ、ますますシビアに捉えられる面だと思いますので、今もそういった形で評価の中や面談の中で対応されてるということですが、時代の流れも捉えながら、すぐには言いませんけれども、調査研究は進めていただいたほうがいいのかというふうに思います。

次に、大きなファクターとして、新しい人事行政の取組の方法などについて確認していきたいんですが、先ほど、多摩26市間における職員交流について、人的なゆとりがなくなってしまったため、急遽手を下げて、今回は参加されないということでしたが、この参加されている他市の取組状況について把握している内容を教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 他市の状況ですが、令和2年度は当市を含めて16市がエントリーをいたしました。その中で、当市同様、途中で辞退をせざるを得なかった市が3市、また協議が不調となった市が3市、最終的には10市5ペアが成立または現在調整していると、そのように聞いております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 今回初めての取組だと思いますけれども、26市中10市が今回は参加して、職員交流、取り組まれるようですが、市長報告の中の市長会の資料を見させていただきますと、広域的に連携して事務事業を共同執行する風土を醸成することを目的としてこの取組はスタートされたようですので、今年度は残念ながら参加できませんでしたが、広域的な連携をすることで非常にいい結果が出るような分野もあると思いますので、今後は可能なときにはそういうチャンスを捉えて参加していただければなというふうに思っております。

次に、今任期の前半の総務委員会で所管事務調査を行ったシティプロモーションの中の報告書で触れさせて

いただいておりますが、弘前市ではこのシティプロモーションの担当職員を株式会社電通が実施してるコミュニケーション・プロデューサー塾に参加させていらっしゃいました。この塾は4月からの1年間、自治体などパブリックセクターの職員を研修生として無償で株式会社電通さんのほうで受け入れていただいて、プロモーションに対する知識を習得できるというのですが、弘前市の担当職員の方の説明などを聞いてると、本当にいい経験をされてきていて、そこで得たものを存分に弘前市で発揮され、また弘前市のシティプロモーションでも大きな効果が出ているというふうに実感しました。

この電通さんのパブリックセクター、職員向けの研修、1979年から始まっているようですが、2019年度までには研修修了者は62団体の400人とのことです。さらに平成の大合併以降、人材育成のニーズの高まり、またこのシティプロモーションなども盛んになってきたことも受けて、いわゆる都道府県とかじゃなくて、市の単位から研修に行きたいという要請が増加しているとのことです。

先ほど申したように、総務委員会の所管事務調査の報告書でも触れてますが、市ではこの取組について調査研究は行っているのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 総務委員会の報告書につきましては拝見させていただいております。

これまで、今お話のあった調査研究のレベルまでは至っておりません。研修のほかにも別途特別公開講座の実施の計画もあるという情報もございますので、引き続き情報の収集をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） ぜひ調査研究をしていただくといいかなと思います。

次に、もう一つ、いわゆる官民の人材交流という点で、総務省が公開しております平成30年の地方分権改革に関する提案事項というものがあるんですけども、それは地方自治体のほうでこういうことをやりたいからという内容のものがいっぱい掲載されておりますが、その中で、国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様、これは国では認められているんですけども、と同様の制度を地方公務員にもやらせてくださいと求めている市が複数あって、この総務省の報告書の中に載ってました。

提案団体は、神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、開成町、湯河原町、山梨県となっており、主に神奈川多いなという感じで、神奈川にはそういった新しいものとか民間交流っていうところに積極的な自治体が多いんだなという印象でしたけれども、一方で、当市より小さい町単位みたいなところでも国にいわゆる民間との人事交流をしたいという要請が出ていますが、当市ではこのような検討はされたことはあるのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） これまで検討は行ってきたことはございません。ただし、情報としては収集に努めておりまして、この提案の内容の趣旨は、任期付職員の採用の選考におきまして応募者の適任者がいらっしゃらなくて採用に至らなかったというような課題を解決するためのものであると認識しております。民間企業の雇用関係を維持した上で官民交流ができるような法整備を求めるという内容でございます。引き続き情報収集と研究を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） ぜひ研究してください。

任期付職員については、この官民交流という前に任期付職員については条例で各自治体が定めれば実現できる内容です。

この任期付職員の採用の活用について、近隣市、特に多摩26市においてはどのような状況になっているのか、

情報をつかんでおりましたら教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 現在26市の中では13市で任期付職員に関する例規整備等がされております。その中で、弁護士等の法務関係ですと、三鷹市、青梅市、調布市等の8市で活用がされております。また、観光、産業振興の分野では、八王子市、稲城市、またシティプロモーションと広報の関係の分野では八王子市と多摩市が活用しております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） そうですね、約半分の市のほうでこの任期付職員の、特に専門的な知見が必要であったり、いわゆるそういったネットワークというか、人脈というか、駆使するといいかないような分野で活用されているということですので、複雑化しているこの行政ニーズに対応するためには、これも一つの手法だと思いますし、2つの「チ」、一つのチはナレッジの「知」、もう一つはブラッド——要するに「血」、組織風土を変えろという意味で、そういった任期付でも民間の方がプロフェッショナルの姿勢で組織にやってくるといことは本当にいい化学反応を起こすという意味でも有効、またそういう付加的な価値も見いだせる部分もあると思いますので、遅れを取らないように調査研究、で早期に、もしかしたら活用できる分野があると思いますので、当市のほうでも前向きに検討していただければと思います。

様々、当市の人事行政の現状と、最近取り入れられてる新しい手法についてのお考えなど確認させていただきました。新型コロナウイルスが都心から地方に感染が拡大する表現として、しみ出すという表現をされている学者の方がいらっちゃって、テレビで何度も耳にしてるんですけども、私もここ、市議会議員にならせていただいて10年、ずっとこの東大和市の組織のいいところ、あとは職員の皆さんが非常にひたむきに毎日業務に当たってらっしゃるところを見てきましたが、何となくここ最近、ちょっと課題があるんじゃないかな、しみ出てくるんじゃないかなという印象です、私としては、これが私の取り越し苦労であればいいんですけども、実際の組織の中にいない私にもこのしみ出しを感じるということは、大きな課題になる前にぜひ現状と課題の確認をこの場でさせていただければと思います、今回このテーマを選ばせていただきました。

副市長も述べていたように、公務員は首にならないという常識は徐々に崩れている感もありますし、民間においても、以前の日本に比べますと転職する方も多いため、人材の流動化というのは、終身雇用のいい面もありますけれども、流動化は確実に上がっているというふうに思います。

昨今話題となっている国のデジタル庁の創設では、かなりの割合の民間企業出身の人材を活用されるということを報道で聞いておりますし、その中では短期間で人事異動を繰り返す従前の霞が関の人事政策は踏襲しないというふうに担当大臣の方もおっしゃっておるので、これはいわゆる組織に帰属するメンバーシップ型の雇用ではなく、キャリアで雇用していくキャリア型の雇用を国のほうでもスタートさせたんだという印象です。

このような国の動向は、アメリカでは非常に当然とされている、いわゆるリボルビングドアという方策でして、欧米というかアメリカでは、民間行って、行政行って、民間行ってと、出たり入ったりするほうがキャリアとしてよくなるというような考えがあって、このような仕組みが普通に取り入れられています。

これについては、公については特定分野の専門知識や技術を保有する人材を必要なときに必要なだけ確保できますし、民間企業にとっては豊富な行政知識とか経験がある方、それから人脈を持つ人と出会えるということで双方にメリットがあるとも言われています。昨今は、ノウハウよりノウフウ、誰を知ってるかということのほうが重要と言われるぐらい人脈というのは課題解決の一つの大きなキーですし、東大和市は社会の公器という意識の非常に高い優良な企業と様々ところで協定を締結しておりますので、そのあたりから官民の交流

の糸口を探していただくのも難しくないんじゃないかなというふうに思っております。

シティプロモーションで非常に大きな注目を浴びて、当市議会でも一般質問でほかの方が取り上げておりました千葉県流山市、母になるなら流山、父になるなら——の、このシティプロモーションが非常に注目されてますけれども、この裏の立役者の方は民間企業で14年間営業やマーケティングなどを担当し、その後、任期付職員公募をされた流山市に応募しまして採用された女性です。この方は、地方公務員が本当にすごい！と思う地方公務員アワード2020でも受賞されてます。

先ほど、当市のほうも日経DUALなどで子育てについては非常にいい広報ができていますからこそ、応募されてくる方もいると思いますので、ぜひ今後は、こんな地方公務員アワードを受賞されるような職員が誕生するような組織を目指していただければなと思いますし、こういった広報の分野以外でも、これから当市が取り組む業務のICT化などについては、職員の方が一生懸命勉強するよりも、本当の専門分野の方に期間限定で任期付職員で来ていただいて、担当の職員の方は行政のことを翻訳する、トランスレートするだけの役割を職員に担ってもらうほうがスムーズに行くと思いますので、目の前のこの課題についてはぜひともこの任期付職員を検討していただきたいと思います。

るる述べさせていただきましたけれども、今は働き方改革というものがあつたりするとともに、ウェルビーイング経営というものも企業の成長には絶対必要だと言われてます。このウェルビーイング経営っていうのは、全てのステークホルダー、特に社員が健康で幸せでないと組織は育たないと、ざくつと言うとこういうことで、市に置き換えて言えば、職員が幸せに働き、市民の幸せのために生き生きと仕事をし、そうすることでイノベーションも生まれ、市の発展につながり、市民も幸せになるという、そういう経営を目指すためには、やはりこの人事戦略というものを真剣に時代に合ったものに変えていっていただきたいと。

仕事の幸せというのは楽しんで稼げるということじゃないと思うんですよね。ですので、よい意味での緊張感を持つための分限免職もあるかもしれませんし、あと成長意欲を発揮できて、自己実現できる組織のための評価制度とか、やる気のある人がモチベーションアップできてやりがいを感じられる評価制度とか、そういったものをまた十分研究していただいて、東大和市のさらなる発展のために人事行政を充実していただけることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

初めに、1番として、妊婦健康診査受診票について伺います。

妊婦健康診査は、妊婦さんと赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、安全で安心な出産のために重要なものです。しかしながら、かつてはその費用のほとんどが自己負担であったため、経済的な理由で十分な妊婦健診を受けずに、陣痛が始まってから救急車で病院に運ばれる方が少なからずおられました。

経済的な理由が妊娠・出産の妨げにならないよう、公明党としてもこれまで出産一時金の増額や妊婦健診の公費助成拡充など、妊娠から出産、子育てへと切れ目のない支援に取り組んできました。その結果、妊婦健康

診査については、妊娠期間に最低限必要とされる14回の健診に対して公費助成されるようになっております。かつてに比べれば、妊娠や出産に対する公的支援は拡充されておりますが、妊婦健診受診票の取扱いについては、市民の皆様からさらなる質問や要望があります。

1つは、妊婦健診受診票を利用しても自己負担が生じるのはなぜなのか。2つ目は、里帰り出産のため、東京都以外で出産をする場合は立替償還払いとなるため、経済的な負担があり、また出産後の手続が大変である。3つ目は、都内・市内の助産院でも妊婦健診受診票を使えるようにしてほしいとの声が寄せられています。

新型コロナウイルスの感染拡大は、妊娠・出産の状況にも影響を及ぼし、少子化の傾向はさらに深刻さを増しています。また、近年、出産年齢の上昇傾向に対して、厚生労働省からは積極的な妊婦健診受診が促されております。

日本一子育てしやすいまちを目指す東大和市において、少しでも子供を産み育てやすい環境を整えるため、以下の質問をいたします。

- ①妊婦健康診査の目的と、費用が公費負担となった経緯について。
- ②厚生労働省が定める「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」について。
- ③妊婦健康診査受診票で行える検査内容と検査費用について。
- ④妊婦健康診査受診票の取り扱いについて。

ア、利用可能な機関。

イ、助産所での取り扱いについて。

ア、東大和市の場合。

イ、他市の場合（八王子市、東村山市、所沢市）。

ウ、里帰り出産の場合。

エ、受診票を妊婦さんにお渡しする際の説明内容は。

最後に、⑤として、妊婦健康診査受診票の取り扱いにおける市の裁量について伺います。

次に、2、生活保護受給者の終活について伺います。

私は、令和2年第3回の定例会一般質問で終活について質問し、身寄りのない方の最期における行政の役割について伺いました。その際、東大和市においては、生活保護下で葬祭扶助を受けている方が平成31年度には54件あるとの答弁をいただきました。その後、生活保護を受給されている身寄りのない市民の方から、御自身の葬儀や納骨についての御相談があり、この問題は今後ますます増えてくる課題だと考え、今回、以下の質問をさせていただきます。

①身寄りのない生活保護受給者が亡くなられた場合の死亡事務の内容と、それに伴う費用について。

②身寄りのない生活保護受給者の葬儀や埋葬についての生前の意思確認並びに生前契約のあり方や費用について。

壇上での質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、妊婦健康診査の目的と、その費用が公費負担となった経緯についてであります。母子保健法では、市町村が母子の健康の保持及び増進を図ることを目的に妊婦健康診査を実施することを定めております。

妊婦健康診査の公費負担につきましては、経済的負担の軽減を図ることを目的として、国では昭和44年から開始され、その後、段階的に拡充が図られ、平成20年度以降は、少子化を踏まえ、妊婦健康診査に必要な回数とされる14回分について公費で負担することになっております。

次に、厚生労働省が定める妊婦に対する健康診査についての望ましい基準についてであります。健康診査の回数につきましては、妊娠初期より妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週より妊娠35週までは2週間に1回、妊娠36週以降、分娩までは1週間に1回とされております。

検査項目としましては、健康状態の把握、検査計測、保健指導及び必要に応じた医学的検査が各回に実施する基本的項目とされております。そのほか、妊娠中に時期を指定して実施する医学的検査としまして、超音波検査や子宮頸がん検診など5種類が検査項目とされております。

次に、妊婦健康診査受診票で行える検査内容と検査費用についてであります。検査につきましては、厚生労働省が定める妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に基づき、東京都が都内全域において内容を統一しております。費用につきましても都内全域において統一単価を設定しており、令和3年度におきましては1回目が1万850円、2回目以降が5,070円、妊婦超音波検査が5,300円、子宮頸がん検査が3,400円の単価となっております。

次に、妊婦健康診査受診票の利用が可能な機関についてであります。都内の区市町村につきましては東京都が利用についての基準を定めており、公益社団法人東京都医師会に加入する医療機関、東京都医師会に非加入ではありますが、診療科目として産婦人科を掲げる都内の医療機関において利用が可能となっております。

次に、助産所における妊婦健康診査受診票の当市の取扱いについてであります。東京都の妊婦健康診査受診票は都内の医療機関での使用に限定し作成されておりますことから、当市におきましては医療機関とならない助産所で受ける妊婦健康診査につきましては、妊婦健康診査受診票を使用できない取扱いとしております。

次に、妊婦健康診査受診票の他市における取扱いについてであります。八王子市につきましては、助産所において妊婦健康診査受診票を使用可能とするため、市が独自に作成した書類を添付しているとのことであります。

東村山市につきましては、従前より東京都の妊婦健康診査受診票を助産所においても使用可能にしているとのことであります。

埼玉県所沢市につきましては、県内の医療機関及び助産所での使用を想定して埼玉県が作成した妊婦健康診査受診票を使用しているとのことであります。

次に、里帰り出産における妊婦健康診査受診票の取扱いについてであります。東京都の妊婦健康診査受診票につきましては、都内の医療機関での使用に限定し作成されておりますことから、里帰り出産など東京都外の医療機関で受ける妊婦健康診査では使用することができない取扱いとしております。

次に、妊婦健康診査受診票を配付するときの妊婦の方への説明内容についてであります。市におきましては、保健師などの専門職が妊婦健康診査の目的や受診の重要性に加え、検査内容や利用時期、利用可能な医療機関について説明しております。

また、東京都の妊婦健康診査受診票は、助産所や東京都外の医療機関では使用できないこと、助産所での出産または里帰り出産の場合は、出産後に妊婦健康診査に要した費用の自己負担分について償還払いを受ける手続が必要になることを母子健康手帳発行時の面接において説明しております。

次に、妊婦健康診査受診票の取扱いにおける市の裁量についてであります。市では、これまでの間、東京

都が策定した区市町村統一要綱に準じて妊婦健康診査実施要領を策定し、都内の医療機関に妊婦健康診査を委託することで円滑な事業の実施に努めてまいりました。

また、東京都の妊婦健康診査受診票につきましては、医療機関での使用に限定して作成されておりますことから、現在の妊婦健康診査受診票の取扱いに至っております。

次に、身寄りのない被保護者が亡くなられた場合の事務の内容と費用についてであります。事務の内容としましては、ケースワーカーが身寄りのない被保護者が亡くなられたことを葬儀業者に連絡し、生活保護法第18条の規定に基づく葬祭扶助により葬儀を行うよう取り計らっております。また、それらの費用としまして、亡くなられた方の遺留金を葬祭費に充当し、不足する金額につきましては葬祭扶助として支給することになっております。

次に、身寄りのない被保護者の葬儀等についての生前の意思確認や生前契約の在り方と費用についてであります。葬儀や埋葬についての意思確認につきましては、ケースワーカーが被保護者から相談等があった場合、確認することとしております。

また、葬儀や埋葬についての生前契約につきましては、生活保護の趣旨目的に反しないと判断される場合において、被保護者の月々の保護費からの貯金を充て生前契約することが認められております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 6分 休憩

---

午後 2時10分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、この一番最初ですけれども、昭和44年から妊婦健診についての公費助成がスタートいたしまして、50年近くたっている中でも、さらにこの市民要望というのがあるわけですが、この50年間の歴史の中で、市の役割が受診票の取扱い、またこの妊婦健診についてどのようになってきたのか、そういう経緯が分かれば教えてください。

○健康課長（志村明子君） 市町村が妊婦健康診査受診票をはじめ母子保健事業の主体となった経緯についてでございます。

昭和40年に母子保健法が制定され、まず東京都のほうで母子保健対策を体系化し、主に東京都の保健所において母性及び乳幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、健康診査や保健指導をはじめとする母子保健事業が実施されてきました。

その後、少子化、核家族化、育児不安の増加など、母子の健康を取り巻くもろもろの状況の大きな変化を受け、地域保健法の制定及び母子保健法等が改正され、平成9年4月から市町村が基本的な母子保健事業の実施主体になっております。

以後、当市における妊婦健康診査についての経過でございますけれども、妊婦健康診査は平成19年度までは妊娠前期に1回目、妊娠後期に2回目として実施しておりました。平成20年度からは5回の公費負担を行い、ま

た平成21年度からは14回の公費負担を実施してきております。

以上です。

○18番（東口正美君） 次に、厚生労働省が定める妊婦に対する健康診査についての望ましい基準ということについても、その内容について質問させていただいておりますけれども、この基準がいつ制定されて、この基準における市町村の責務というのはどのようなことが書かれているのかお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省が定めます妊婦に対する健康診査についての望ましい基準は、平成27年3月31日に厚生労働省の告示により定められております。

こちらは、妊娠期間中、母子共に健康な状態で過ごし、安全な出産をするために各週数ごとの検査の回数、また週数に応じて検査をすることが望ましい項目が決められております。

以上です。

○18番（東口正美君） この基準では、市の責務についてこのように書かれております。「市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。」また、「市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。」「3、市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努める。」4番といたしましては、「市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努める」ということで、この市町村の責務ということも書かれております。

続きまして、この検査内容と費用についても聞かせていただきました。東京都の全体で、統一の基準で14枚頂く受診票の1回目は1万850円、2回目は5,070円分の検査ができるということで、内容についての説明を、この後の質問項目で妊婦さんにどういう説明をしますかということも聞いて、こういう内容を説明してますっていう回答もいただきましたけれども、この件で幾らの検査ができて、どういう内容ができていくのかということ、いろいろ当事者の方たちに、出産経験間もない方たちに聞いたんですけども、なかなか分かっていなくて、それを出したけど、これぐらい自己負担が毎回あったってということで、この経済的な負担を軽減するための受診票なんですけど、やはりそれでも経済的負担を感じてるということが改めて分かりまして、やはり特に若い世代の出産費用の負担というのは大きいので、自己負担がなくても14回までは安心して検査が受けられるってことをもう少し丁寧に説明をしていただきたいくて、たとえ手持ちのお金がなくても、この分だけの健診をしてくださいってお医者様に頼むこともあっていいのではないかなと思うんですね。その上で、お医者様の判断でこういう処置が必要なので、こういう検査をしたい、なのでこれぐらいもう少し自己負担がかかりますみたいな説明もきちんと当事者にさせていただきたいと思います。そのためには、もう少しこの受診票で受けられる金額的な感覚っていうこともきちんと説明をしていただきたいと思います。

たとえその受診票で自己負担なく受けた健診でもし異常が見つかった場合には、今度は医療になるので、保険を使えるというふうに思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 妊婦健康診査の費用は保険適用とならないため、全額自己負担となり、また自由診療でありますことから、医療機関により健診にかかる費用が異なっております。

市が交付する妊婦健康診査受診票は、妊婦健診の際に使える補助券のようなものであり、健診費用全てを負担する制度ではございません。受診票に記載されてる検査項目について公費負担を行う事業でございます。

一般的に、妊婦健康診査の費用は医療機関ごとに設定されておりますけれども、基本的な検査であれば3,000円から7,000円程度、特別な検査を受けると1万円から2万円程度というふうに聞いております。

母子健康手帳発行時に妊婦健康診査受診票についての説明はしておりますけれども、今議員から御提案のありましたように、金額的なものも含め、こういった場合にこういう検査をしたほうがいいですとか、主治医の先生との相談をしたほうがいいですとか、そういったことも含めながら説明できるようなことにつきましては今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 今聞かせていただいたのは、この受診票だけの項目で健診を受けたいということは無理ということなんですかね。私が今聞いたのは、受診票だけで受けれる項目、5,070円でその統一的な基準で決められたのだけがいいから今回は受けたいですといったときに、それを受けて異常が認められた場合には、これは医療になるので保険適用になりますかということを知りたいんですけども、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 妊婦健康診査受診票のみで自己負担が発生しないような形で妊婦健康診査が受診できるかどうかは、その受診される方の医療機関ごとの判断になりますので、市ではそこまでの介入は行えないものと考えております。

健診の結果、異常が見つかり、精密的な検査、もっと詳しい検査となれば、議員がおっしゃっていらっしゃるように保険適用となりますので、その時点において保険医療分の自己負担が発生するような形と考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

次に行きます。

ともかくこの負担感なく妊婦健診を受けてもらいたいというのが今回の趣旨でございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、この受診票が取り扱える機関について伺いました。東京都においては東京都医師会に加入する医療機関及びそこに加入していなくても産婦人科を掲げる医療機関となっているという答弁でございましたけれども、厚生労働省が示す標準的な妊婦健診の例の中には、この妊婦健診を受けられる場所としては、病院、診療所、助産所とあります。また、同じところに、助産所で出産する予定の方は病院または診療所でも妊婦健診を受けておきましょうという記載になっております。

この厚生労働省が示すところには助産所という文言も書かれておりますが、東京都では医療機関となっていることについて市はどのように認識して、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 東京都が区市町村統一要綱を定め、それに基づき当市におきましても妊婦健康診査実施要領を定めております。東京都が妊婦健康診査受診票を都内で共通した様式にすることによって、妊婦の方が東京都内において地域性を幅広く持った中で医療機関において受診できるということで非常に利便性があるものと考えております。

また、近年、妊娠・出産される女性の方の年齢が上昇してきており、妊娠中の妊娠糖尿病ですとか妊娠高血圧症候群などリスクの発生も非常に大きくなってきていると認識しております。また、そのリスクの早期発見のためには、やはり医療機関において2回目以降、検査できる項目を必要な時期にさせていただきながら、妊娠期間中の適切な時期に検査を受けていただくことが母子の方の健康を守り、安全な出産につながるものと考え

ておりますことから、妊婦健康診査受診票を都内の医療機関で使用する事が適切であると考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ですので、次の助産所での取扱い、東大和市の場合は助産所では使えないという形に今はなっているということで御答弁をいただきました。

しかしながら、同じ都内の他市におきまして、同じ東京都で発行されているこの受診票を使って自己負担なく助産所で健診が受けられている八王子市、東村山市の例がございますが、この点については本市としてどのようにお考えでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東京都内におきまして、東村山市、八王子市では、この妊婦健康診査受診票を助産所でも使用できるようにしているという事を確認しております。

市としましては、本来妊婦健康診査受診票は医療機関で使用される事を想定し、また限定して作られているものでありますことから、東村山市、八王子の利用可能にしている制度につきましては参考としては伺っておりますけれども、市としてはそれを今後の拡充など、助産所で使えるようなための参考とはすることは検討しておりません。

以上です。

○18番（東口正美君） 東村山、八王子、また所沢もそうなんですけれども、全ての助産所で使えるわけではなくて、やはり分娩をしっかりと取り扱っている助産所での使用が可能となっております、特に埼玉の資料を見ますとよく分かるんですけれども、14回のうち1回目、3回目、6回目、8回目、12回目は医療機関できちんと受けてくださいと、そこはきちんと医療の指導が必要な部分でございます。しかし、それ以外の9回については、お産を取り扱う助産師の下で健康な妊婦さん、赤ちゃんについては取り扱えることになっているということで助産所での使用が可能となっております。

この分娩が取り扱える助産所につきましては、当然嘱託医がおりまして、医療機関との連携を取りながら医療の必要のない健康な妊婦さん、赤ちゃんについては助産所での出産が許されているわけでございます。ですので、八王子市、東村山市が取り組んでることについて、市として参考にできないというのは残念な御答弁だなというふうに思っております。少しでもやはり負担感なく妊婦健診、受けていただきたいというふうに思っております。

結局のところ、助産所で今使えない市の取扱いになってますけれども、結果、助産所で出産した場合、使わなかった受診票と領収書と必要なものをそろえて市の償還払いの手続をすると、結局助成される分が立替償還払いで返ってくるわけなんですけれども、もしそれを使える形にした場合と、償還払いとして結局市が市民の人にお支払いする場合と、これ、取扱いを変えることで市の財政に対しての負担というのは変わるのでしょうか。また、事務的負担についてのことも教えてください。

○健康課長（志村明子君） 助産所で妊婦健診を受けた方が出産後に償還払いを受けることについての財政的負担についてでございますけれども、先ほど申し上げました各回ごとの設定された単価を上限としての助成となりますことから、市として特に財政負担が増えるということは想定しておりません。

事務上の手続でございますけれども、今現在助産所で出産された方の償還払いの御案内につきましては新生児訪問などで確認し、また出産後1年以内という期間を設けてございますので、その後、保健センターでの乳幼児健診や事業を御利用なさったときに出していただけるような形のことも含めて御案内のほうをしております。

また、事務上の負担でございますけれども、妊婦健康診査受診票を助産所で使用可能とした場合には、各助

産所との委託契約、また健診票の様式の設定など、多くの事務が発生するものと想定しております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 事務負担は増えるかもしれませんが、市民の負担は軽減されるかなというふうに思います。

続きまして、里帰り出産における取扱いにつきましても、基本的には立替償還払いとなっていると思いますが、里帰り出産になりますと全国的におりに帰るので、いろんな医療機関がありますけれども、先ほど御紹介した望ましい基準、厚生労働省が定めた中では、居住地以外の病院等でも使えるよう配慮に努めるというようなことが書かれておまして、例えば東村山市では、都道府県を加えて隣の所沢市の病院でもこの妊婦健診の受診票の取扱いについて契約を交わしておまして、独自でやられているということでございます。こういうことも市の考えによってはできるということでもよろしいでしょうか。要は都道府県を越えたり、市を越えてほかの医療機関と市が独自で契約してこの受診票が使えるということをしよと思えばできるかどうかということが聞きたい。

○健康課長（志村明子君） 東村山市が所沢市の医療機関と契約をしていることにつきましては、どのような形態でしているのかちょっと確認のほうができておりません。一般的には、東京都におきましては、東京都内の医療機関に限定してこの制度を区市町村共通で実施していることから、都外の医療機関でこの妊婦健康診査受診票を使用可能とするには、先ほど申し上げましたように、独自の様式とそれなりの事務が発生するものと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 事務が発生しても市民の方の利便性ということなのかなというふうに思っております。

東村山市で伺ったところによりますと、東村山市には今現在出産ができる病院が残念ながらないということで、助産所での出産はできる。なので、どうしても近隣の産婦人科または助産所にお世話になるということで、多くの市民が通われる所沢と東大和市の助産所という形での特別な契約を結んで、そこでは東京都が使っている受診票を使って市民の方は自己負担なく妊婦健診が受けられるというふうに伺いました。

続いて、この説明につきましては、先ほども伺いましたので、きちんとその説明を、妊婦健診受診票の説明をするときも、この母子健康手帳を渡すときにすごい長い時間をかけていろんな説明をしていただいて、まして妊娠したときっていろんな状況で、いろんな、そこから変わるであろう自分の人生のこととかも含めてすごく心理的にもいっぱいなときに、たくさん事務的な説明もされるので、なかなか理解し切らないのかなという部分もありますので、より丁寧にするためにはどうしたら理解をしていただけるのかということをもう少し研究していただいて、この受診票の14回分をより有効に使ってもらえるようなことを考えていただけたらいいなというふうに思っております。市民の方からそういう声が聞こえてくるようになったらいいなというふうに思っております。

最後に、この妊婦健診受診票の取扱いにおける市の裁量についてというところでございますけれども、これまでも確認してきたとおり、この受診票の取扱いについては、市がどうするのかっていうことを考えることで取扱い方が変わるといのは、今他市の事例も挙げたように分かったことだと思います。

東大和市には、恵まれたことに出産のできる産婦人科があり、そして出産ができる助産所がございます。市内にある助産所に行かせていただきまして、その壁に、東村山の皆様、妊婦健診受診票が使えるようになりましたという貼り紙を見たときに非常に切ない思いをいたしました。市内にある助産所で市民が受診票が使えな

いってという状況で、お隣の市の人は使えるってこの違和感を非常に感じましたので、今回この問題、非常にピンポイントに絞った質問ですけれども、させていただきます。

コロナ禍、病院でのみとり、また施設でのみとりができない、家族が最期会えないということで苦しまれた御家族も多いと思います。同じことが出産においてもありまして、普通であれば立会い出産も当たり前のようになっているけれども、今コロナ禍でそれがたくさんの方を診ている病院ではかなわないという中、助産所であれば、一つの家族限定で家族で出産を迎えることができたという話も聞きます。どこで赤ちゃんを産むのかってというのはそれぞれの方が決めることなので、その人の基準で決めれば良いと思うんですけれども、少なくとも、どちらを選んでも負担感が同じという形をできればつくっていただきたいなというふうに強く思っております。

なので、ここは市長がいつもリーダーシップを取って子育てしやすいまちを一つ一つ積み上げてこられたと思っているんですけれども、この助産所における妊婦健診受診票の取扱いは市独自の裁量で決めることができる部分があるのではないかなと思うんですが、この点市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○福祉部長（川口荘一君） 妊婦健診の受診票の取扱いということでございますけれども、これまでの説明と重なりますが、東京都に限定された医療機関で使える受診券ということになっておりまして、市はその取扱いに基づきこれまでやってきたわけでございます。

他市においては、それぞれの事情があって、助産所がない、また産科がないといったような状況では取扱いが異なる場合がございますが、東大和市においてはやはり制度に基づいてこれまでやってきたということでございます。

ただ、議員さんおっしゃるように、妊娠された女性に母子手帳を交付する際、私は気持ちは分かりませんが、非常に不安な気持ちでいっぱいだということは考えられますので、そういったとき、市はそういった方にやはり手を差し伸べていくということは非常に重要なことだと思います。

現在行ってる母子健康手帳の交付の際のこういう妊婦健診の受診票の取扱い、その説明が今のままでいいのかどうか、もっと相手に寄り添った形での説明、分かりやすい説明、様々な方法が考えられますので、そういった部分につきましては今回のいろいろお話聞く中で今後説明をもっとより丁寧に、相手の気持ちに寄り添う内容で工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○18番（東口正美君） そうすると、この市民の人たちが助産所でも妊婦健診受診票が使えるようにしてほしいという要望をかなえるためには、東京都の基準が変わらない限り東大和市ではできないというふうに考えているのか、この点をもう一度お聞かせください。

○福祉部長（川口荘一君） 東京都限定ということですので、現状ではこれまでどおりの取扱いというふうに考えてございます。

以上です。

○18番（東口正美君） でも、先ほどから順を追って確認してきたとおり、この妊婦健診受診票、妊婦さんの経済的負担を軽減させて安全で安心なお産に導く、その主導は市にあるというふうに厚生労働省のももとのところに、母子保健法から書かれてるところについて市ではどのようにお考えでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省が母子保健事業の実施主体を市町村に移管したのは平成9年からでございます。繰り返しになりますが、それまでは東京都が主体で行っていたものを基本的には市のほうでも引

き継ぐといったような形で実施をしてきております。その基本となります東京都が区市町村での格差が出ない、標準的な、統一的な内容でできるようにということも含め、標準的な妊婦健康診査受診票を作成し、東京都内全域での医療機関との集合契約により利便性を高め、また質を高めるために行っている健康診査事業となっております。

東大和市としましては、妊婦健康診査事業をはじめ、そのほかの妊婦訪問指導、乳幼児の健康診査事業、基本的な母子保健事業全体で切れ目のない子育て、安心して出産できる、そういった事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 東大和市が子育て支援を充実させて、一つ一つ丁寧に困難なことも乗り越えて、今回も児童発達支援センターの次の未来が見えてきているわけですが、東京都から移管されて20年たっているわけですね。その間、これまでも産後ケアのこと等で取り扱ってきましたけれども、お産を取り巻く環境は、産める病院が減ったことで、一つ一つの病院が抱えるお産の件数が増えている。なので、産褥期のケアが足りないから産後ケアが必要だということに言っている。そういう中で、市の中に助産所があるということはすごい宝だというふうに思っております。

そこを、いろんなパターンがある、医療が必要な人もいる、でも助産所で産める人もいる、そういう市を取り巻く資源を一番理解しているのは東京都ではなくて、その当事者の自治体であるからこれが市町村に移管されてるんだというふうに今回改めて強く思ったんですね。私も今までは国の制度なんじゃないか、都の制度なんじゃないか、そう思ってきたけれども、やっぱり市で決めていいんだということが分かったので、ここをもう一重検討してもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 助産所におきましては、助産所のほうで助産師様が管理できる対象者の方としましては、妊娠初期に必要な問診及び諸検査が行われた結果、特にリスクがなく正常に経過することが予測された方となっております。

また、助産所の役割としましては、正常な分娩の取扱いのほか、新生児の方に対する保健指導、あと各種相談としましては育児指導や沐浴指導、また産後の受胎調節指導、また思春期におきましては思春期の方の保健指導、更年期の女性への指導など、女性の生涯の各時期に応じた相談なども行っております。また、出産後に起こる乳房管理、おっぱいケアにつきましても助産所のほうには御協力のほうをいただいているところでございます。

市内にあります助産所という本当に大事な資源につきましては、分娩以外、妊婦健診以外でも様々な市民の方にとって重要となりますことから、妊婦健康診査以外の部分において今後連携等図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

---

午後 2時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） 助産所におけます妊婦健診受診票の取扱いについては、これが取り扱えるようになる

ように強く要望いたしまして、次の項に移らせていただきます。

生活保護受給者の終活についてでございます。

先ほど御答弁いただきましたとおり、亡くなられた場合には葬祭人を立てたりとか、葬儀業者に連絡するなどいたしまして執り行われるということございまして、遺留金を充てたり、それがなかったとしても葬祭扶助費でできるという御答弁でございましたけれども、納骨についてはどのような決まりがあるのか、身寄りがなくても最期は御家族と同じお墓に入りたいとかいう希望を持つことは自然なことだと思いますので、この点についてお聞かせください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 納骨につきましては、葬祭扶助は納骨までには入っておりませんので、葬祭扶助は納骨の手前、実際には焼骨を取蔵するという、骨つぼに納めるまでとなっております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうしますと、その後はどういう取扱いになるのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 亡くなられたときに身内の方がいない場合は、納骨までの手続きができないということが想定されますので、合祀ができる葬儀業者に依頼させていただいております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 分かりました。

そうしますと、やはりこの辺、そういう意思がある方に対しては生前に意思を確認し、それなりに手続きをする必要があるというふうに思っておりますが、2番に行きます。

こういうことの自分の最期についての相談というのはこの生活保護の方から寄せられているのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 現在はあまりそういった相談は寄せられておりません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） やはりなかなかこの取扱事務になってないとそういうことにならないかなとも思いますし、今回私のところに御相談にこられた方は、資産管理の提出をするときに、このお金で自分はこういう葬儀をしてもらいたい、こういう納骨をしてもらいたいというけど、それはケースワーカーさんに相談していいのかなのかって御相談でございまして、この辺の生活保護下でのお金のことも、費用のことも絡みながらの身寄りがいない方の思いっていうのはなかなか受け止められてないのかなと思って今回の質問をさせていただいてるんですけども、これをケースワーカーさんにきちんと相談してもいいよってということが明確になれば、今後こういう方は増えてくると思いますので、ちょっとこの点についてももう少し詳しく教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 基本的にケースワーカーは被保護者の方の相談には、一般的な話全て相談には乗らせていただいておりますので、まずケースワーカーに電話、窓口などで相談いただければと思っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうしますと、先ほどの方のように、事前に最期のところ、この間の終活の問題でも、生前契約というのがなかなか難しい状況なんですけど、予約っていうんでしょうかね、そういうことをちゃんと執り行ってくれる民間業者と生活保護費をためたお金で契約したりとか、またそのことをきちんと市の、ケースワーカーさんは時とともに変わっていくと思うんですけども、そういうことがきちんと市の取り扱われる中に書かれていくとか、残されていくとか、またケースワーカーさんが分かっている下でそういう生前の予約をしたり、また納骨においてもこの自分の家のお墓があるから、そこに納めるためにどういう手続を事前

に踏んでおけばいいのかというのはまた一つ一つケースごとに違うと思うんですけども、そういうことをともに相談しながら、資産の管理についても生活保護の決まりの中で許されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 以前、東京都に疑義照会を行った例がありますのでお話しさせていただきますと、保護費をためて、お墓など、こちらは墓石、仏壇、仏具、位牌、遺影などがございますが、お墓などの購入、また葬儀の生前契約を行うことは、金額の程度が華美でないものは認めるといった回答を得ております。以上でございます。

○18番（東口正美君） そうすると、その程度の中で許される範囲で事前にやっておくということができるということというふうに理解をいたしました。

この問題は、前回の質問のときにも言ったんですけども、元気な間しかこういうことは実は考えられないし、できないと思うんですね。本当に最期のところを迎えるためには、やはり病気とも関わなきやいけないし、それどころじゃなくなってしまう。でも一方、やはり身寄りのない生活保護の方は、最期、家族と一緒にのお墓にということをととても望まれている方たちもいっぱいいらっしゃるので、やはりこれが事前に何らかの形で意思が反映できるということがはっきりすると安心されるのではないかと思いますので、今後ともこういう身寄りのない、本当にいない方、また昨今では扶養照会なんかもいろいろ問題視されていて、やはり家族にも知られたくないという方もいらっしゃる中で、最後、行政の人がその人の望みをかなえるためのとりでになると思いますので、様々お世話になりますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和3年第2回定例会における一般質問を行います。

今回私は、大きく4つの点にわたって質問いたします。

1点目は、東大和市におけるGIGAスクール構想推進の現状についてです。

昨年来のコロナ禍を受け、学校教育におけるGIGAスクール構想の実現へ向けた取組は全国で加速度的に進んできました。中でも東大和市では、他自治体に先駆けて児童・生徒に1人1台のタブレット端末の整備に向けた取組を進め、今年度当初から活用できるようになっています。従前から学校教育におけるICT化の推進を訴えてきた公明党として大いに評価をさせていただいております。

児童・生徒が実際にタブレット端末を1人1台使用できる環境が整い、運用を開始しておりますが、現時点でどのような利活用のされ方をしているのか、また今後どのように活用して教育効果を上げていこうと考えておられるのか、こうした点につきまして、幾つか具体的な事項を取り上げながら市の考えを確認させていただきたく、以下質問をいたします。

①タブレット端末の活用について。

ア、学校における管理と各家庭における管理の方針と実態について、現状はどのようになっているのか。

イ、児童生徒が各人で活用する場合に、サイト検索やSNS等の利用、文書作成や写真・動画の活用などに関して、どこまで「自由」に活用できるのか。使用基準は、どのようになっているのか。

ウ、学習教材の活用、児童生徒やその保護者に対する連絡などについては、どのように利用されているのか。  
②ICT支援員のサポートについて。

ア、現在、どのような業務に関してICT支援員の協力を得ているのか。

イ、今後、タブレット端末等ICT機器を活用して学習効果を高めるために、ICT支援員と教員の連携をどのようにしていく考えなのか。

③市内学校間の連携について。

ア、GIGAスクール構想の推進に当たり、市内各学校での優れた取り組みを共有することで、相乗効果を上げていくよう連携すべきと考えるが、この点に関する現状と今後の方向性について市の考えを伺う。

2点目は、SDGsに関してです。

2015年に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択をされました。そこで掲げられたのが「MDGs——ミレニアム開発目標」の後継たる「SDGs——持続可能な開発目標」です。この間、日本国内でも行政機関や各企業、民間団体においてSDGsの達成へ向けた様々な取組が進められており、世間の認知度も高くなってきている現状です。目標達成の期限として定められている2030年までのこれからの約10年間は、政治や経済、また教育や様々な文化、社会活動などを進めるに際し、このSDGsへの取組を抜きにした展開は考えることができなくなっているものと認識しています。

それは自治体の施策についても同様であり、これまでも公明党は議会であらゆる機会を捉えてその重要性を訴え、市の施策にその取組が反映されるよう訴えてまいりました。

そこで、市として現在取組を進めている（仮称）東大和市新総合計画の策定に関し、SDGsの精神や目標をどのように反映していこうと考えているのか、また実際の取組において既にどのように反映しているのか、その現状と今後の在り方について市の考えを伺いたいと存じます。

また、個別的な事案としてSDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」、持続可能な生産・消費形態の確保を中心とした課題解決の方途の一つであるエシカル消費に関して、市民への普及啓発活動を通して、消費者としての市民の行動変容を促す取組をすることはできないか、加えて、ゴール16「平和と公正をすべての人に」、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築するに関連して、コロナ禍においてもその増大傾向が懸念される家庭内暴力の早期発見に向けた取組の一つとして、カナダ女性財団が立ち上げたキャンペーンから生まれた家庭内暴力ハンドサインの市職員並びに市民への普及啓発活動について、それぞれ市の見解や今後の取組などについて伺いたいと存じます。

以下質問をいたします。

①（仮称）東大和市新総合計画の策定へ向けた取り組みについて。

ア、現在実施をされている事業が、SDGsの各目標にどのように関係しているのか。

イ、2030年までの達成が目標となるSDGsの取り組みに関連させて、市として新たに力を入れるべき事業はどのようなものと考えているか。

②SDGsに関わる啓発事業の取り組みについて。

ア、エシカル消費に関する市民への啓発と教育現場での取り組みについて、市の見解を伺う。

イ、家庭内暴力の被害を早期に部外者へ知らせる手段として、「家庭内暴力ハンドサイン」の普及啓発に関して、市の見解を伺う。

3点目は、市内事業者の新型コロナウイルス感染防止対策への支援についてです。

市内事業者においては、この1年有余の間、コロナ対策を取りながら事業継続に努力を続けてきておられます。感染防止の柱として飛沫防止や室内換気が推奨されており、飲食店をはじめとした市内事業者はその対策に追われてきた感があります。

この間、市としては感染防止策にいそしむ事業者へどのような対策を取ってきたのか、また今後引き続きどのような支援策を講じていくお考えなのか。特に具体的にサーモカメラ、換気設備、パーティション、アクリル板、消毒液、二酸化炭素濃度測定器等、細かな備品の購入に対する補助制度が市内によってどのように活用されてきたかなど、国や都が用意している支援策の利活用推進も含め、市の考えを伺いたいと考え、以下質問いたします。

①市内事業者の感染防止対策に関して、各種備品（サーモカメラ、換気設備、パーティション、アクリル板、消毒液、二酸化炭素濃度測定器等）の購入や設置の推進について、市としてどのような支援策に取り組み、今後どのように強化していくのか。国や都の支援策との連携も含めて伺う。

4点目は、図書館の運営についてです。

昨年度末に東大和市の図書館地区館における指定管理者制度を活用した運営が決定しました。現在仕様書に基づいた事業提案の募集を事業者に求め、応募書類が6月16日から17日の締切となっています。今後、より充実した市民サービスを行うため、直営の中央館と指定管理者に委託された地区館が協力して図書館運営に当たらなければなりません。

そこで、新たな体制を構築して始まる図書館運営のマネジメントをどのように行おうとしておられるのか、改めて市の考えを確認させていただきたいと存じます。

また、常日頃より、市長を先頭に市は図書館の業務においては選書とレファレンスが重要であるとの考えを表明しておられます。民間事業者と連携した業務推進には、自らが重要と捉えている選書とレファレンスについて、新しい体制の中でどのように取り組み、さらなる充実を図ろうとしているのか、この点も含めてお考えを伺いたく、以下質問いたします。

①地区館への指定管理者制度導入に関して。

ア、今後の図書館運営のマネジメントの在り方についてどのように考えているのか。

イ、図書館業務において、市として選書とレファレンスが重要との考えを常に表明しているが、民間事業者との連携の中で、この点をどのように充実させていこうと考えているのか。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしくお申し上げます。

〔15番 佐竹康彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市におけるGIGAスクール構想推進の現状についてであります。タブレット端末の配備及び高速ネットワークの整備が完了し、令和3年4月より各学校において活用が進められております。

また、タブレット端末を家庭に持ち帰り、各家庭のインターネット環境に接続することにより活用しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、サイト検索やSNSの利用、文書作成や写真・動画の活用についてであります。サイト検索やSNS等の利用についてはフィルタリングソフトにより一定の制限をかけております。文書作成や写真・動画につきましては、タブレット端末に搭載されたソフトや機能を利用し、児童・生徒の習熟度に応じて活用しております。

詳細については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、使用基準についてであります。学校が情報セキュリティ対策を講じるに当たって、教職員等が遵守すべき行為及び判断等の基準として、東大和市教育情報セキュリティ対策基準を定めております。

詳細については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学習教材の活用、児童・生徒、保護者に対する連絡の利用についてであります。ドリルソフトや授業支援ソフト、プログラミング学習ソフトなど、タブレット端末に搭載されている様々なソフトが学習教材として活用されております。

また、児童・生徒や保護者に向けた連絡のためにタブレット端末を活用できるものと認識しております。

詳細については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ICT支援員についてであります。ICT支援員の業務につきましては、授業支援、ICT環境の整備及び教員向け研修会の実施などがございます。

詳細については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ICT支援員と教員の連携についてであります。様々な授業場面においてタブレット端末の活用が想定されますことから、教員とICT支援員が連携を密にする必要があると認識しております。

詳細については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市内学校間の連携についてであります。ICT活用の推進に向けて、市内小・中学校教員によるプロジェクトチームや研究指定校による取組を通じて各校の優れた取組を共有しているところであります。

詳細については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、(仮称)東大和市新総合計画の策定に向けたSDGsの取組についてであります。市の事業とSDGsで掲げられている17のゴールは密接に関係しております。SDGsの達成に向けた取組を効果的に進めるためには、職員が、担当する業務とSDGsのゴールとの関係を意識しながら施策や事業に取り組むことが必要であると考えております。このことから、現行の第四次基本計画の施策とSDGsのゴールとの関連を整理し、職員へ周知しているところであります。

また、新たに策定する第五次基本計画におきましても、計画の中で同様に整理してまいりたいと考えております。

次に、SDGsの取組に関連して、市として新たに力を入れるべき事業についてであります。SDGsにつきましては、施策や事業に取り組むことが結果としてSDGsの達成につながることを市の基本的な考え方としております。

第五次基本計画におきましては、少子高齢化と人口減少への対応に注力すべきと考えておりますが、これらの取組はSDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを」やゴール17「パートナーシップで目標を達成し

よう」などに関連するものであります。

次に、エシカル消費に関する市民への啓発と教育現場での取組についてであります。毎年5月に国の消費者月間の期間に併せ1階市民ロビーにおいて消費者パネル展を開催し、消費者の意識啓発に努めているところであります。

今年度の消費者パネル展におきましては、人、地域、社会、環境に配慮した考え方や消費行動であるエシカル消費について、関連するパネル等を掲出し理解の促進を図り、日常生活においてできることから取り組んでいただけるよう市民の皆様へ啓発を行ったところであります。

教育現場では、中学校の家庭科においてエシカル消費について学習する機会がございます。

詳細については、教育委員会からお願いします。

次に、家庭内暴力ハンドサインの普及啓発についてであります。市では、第三次男女共同参画推進計画に基づき、あらゆる暴力は人権侵害であるという認識の下、暴力防止に向けた啓発、相談及び支援体制の充実に取り組んでいるところであります。

家庭内暴力ハンドサインにつきましては、カナダやアメリカなどの国で少しずつ認知が広がっており、被害者の早期発見につながる手段であると認識しております。

今後、機会を捉えながら、家庭内暴力の被害を知らせる手段の一つとして周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内事業者の新型コロナウイルス感染防止対策への支援と今後の取組についてであります。市では、東京都が実施する新型コロナウイルス感染症に係る各種備品の購入に関する支援策について、窓口や市公式ホームページにおいて案内しているところです。また、市内事業者の適切な感染防止対策を実施できるよう、東大和市商工会を通じて周知を行っております。

今後につきましても、市内事業者における感染防止対策の強化に向け、東大和市商工会をはじめとする関係機関と連携しながら、国や東京都の支援策の活用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、図書館の運営についてであります。地区館の管理運営につきましては、令和4年度から桜が丘図書館及び清原図書館に指定管理者制度を導入するため、現在準備を進めているところであります。

制度導入後の図書館運営のマネジメントにつきましては、地区館の業務における事業報告書等の提出や事業内容の点検などのモニタリングを行いながら、良好な管理運営に努めてまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、地区館への指定管理者制度導入後における選書とレファレンスについてであります。選書とレファレンスにつきましては、図書館サービスの根幹をなす重要な業務であると認識をしております。

そのことから、選書につきましては、地区館の利用状況を勘案した上で、中央図書館を中心に決定をしております。また、レファレンスにつきましては、中央図書館の豊富な蔵書やノウハウにより地区館を支援してまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、東大和市におけるGIGAスクール構想推進の現状についてであります。学校においては、各教科の授業をはじめとして、授業以外の様々な場面においてもタブレット端末の活用を始

めております。

今後各学校においては、先行して取り組む教員を核としつつ、学校全体で組織的に取り組んでまいります。

また、家庭におけるタブレット端末の活用に当たっては、東大和市児童・生徒1人1台コンピュータの利用に関するガイドラインを作成し、全家庭に配付いたしました。利用に関しての基本的なルールや、家庭での利用に関する留意点等に示してあるとおり、本ガイドラインに基づいたタブレット端末の管理をお願いしていきたくと考えております。

次に、サイト検索やSNSの利用、文書作成や写真・動画の活用などについてであります。サイト検索やSNS等の利用に関しては、フィルタリングソフトにより一定の制限をかけております。具体的には、フィルタリングソフトでアダルト、ギャンブル、ドラッグ等の禁止カテゴリーに属すると判断されるサイト等につきましては閲覧や利用ができない仕組みとなっております。

なお、指定するサイトのみ許可する、または不許可とするということについては設定も可能となっております。

文書作成や写真・動画の活用につきましては、文書作成ソフト及びカメラ機能を利用し、文書作成ソフトで作成したレポートに写真を貼り付けて先生に提出するなど活用が可能となっております。

次に、使用基準についてであります。教育委員会では、東大和市教育情報セキュリティ対策基準を踏まえ、保護者向けにガイドラインを作成するとともに、児童・生徒の発達段階に合わせてタブレット端末の利用に関する文書を作成し、全ての児童・生徒に配付しております。

これらを基に、各学校において児童・生徒の実態を踏まえたタブレット端末の使用に関する基準を定めていくことにより、タブレット端末を活用した指導の充実を図ってまいります。

次に、学習教材の活用、児童・生徒、保護者に対する連絡の利用についてであります。ドリルソフトによる学習内容の習熟や授業支援ソフトによる児童・生徒の考えの共有、プログラミング学習ソフトの活用など、様々な授業においてタブレット端末の活用を始めております。また、タブレット端末の掲示板機能などを活用し、児童・生徒や保護者に向けて授業予定の連絡やプリントの配付等を行っている学校もございます。

次に、ICT支援員のサポートについてであります。ICT支援員の業務につきましては、タブレット端末の操作及び搭載されているソフトについての操作支援や利活用に関する相談及び提案型の授業計画作成支援を行っております。

また、学校に設置しているタブレット端末を活用する上で発生する機器やアプリケーションの不具合等について対応するなど、学校現場におけるICT機器の活用体制の整備を行っております。さらに、教職員の情報活用能力及びセキュリティ意識の向上に向けたICT支援員による研修を実施しております。

次に、ICT支援員と教員の連携についてであります。教員がより円滑にICTを活用した効果的な授業が実施できるよう、各学校ではICT支援員の来校時に担当教員との打合せを実施しております。打合せに基づき、授業支援やICT機器の操作支援、トラブルへの対応、教員研修の支援など、各学校の教員のICT活用能力に応じた具体的な支援内容を計画し、実施しております。

今後もICTに関する専門スキルを持ったICT支援員を効果的に活用し、教員の指導力の向上を図ってまいります。

次に、市内小学校間の連携についてであります。令和2年10月よりICT活用推進のためのプロジェクトチームを設置し、市内小・中学校における具体的な活用事例について検討しているところであります。また、小

学校1校、中学校1校を教育課題研究指定校に指定し、ICTを活用した授業実践を進めております。

今後、プロジェクトチームや研究指定校における成果を学校間のネットワークやオンラインによる発表会等を活用し市内の学校間で共有することにより、ICTを活用した教育の充実を図ってまいります。

次に、エシカル消費に関する教育現場での取組についてであります。エシカル消費につきましては、令和3年度より使用されている中学校技術・家庭科の家庭分野の教科書において、消費生活に関する単元の中で取り上げられております。持続可能な消費生活の工夫として、エシカル消費の用語解説とともに、リサイクル商品、地産地消のような具体的例についても学び、児童・生徒の実生活と結びつけた指導を行っております。

次に、地区館への指定管理者制度導入について御説明をいたします。

まず、今後の図書館運営のマネジメントの在り方についてであります。指定管理を受託する事業者とは基本協定を締結する中で、事業計画書や事業報告書の提出を求めてまいりたいと考えております。

また、定期的に連絡調整会議を開催し、市と指定管理者との意見交換や協議をする場をつくることを考えております。さらに、年に1回モニタリングを行うことで適正に管理・運営が行われるかについて確認してまいります。

次に、選書及びレファレンスに関する指定管理者との連携についてであります。選書につきましては、指定管理者から地区館の利用動向を反映した購入希望資料のリストを提出していただき、中央図書館が市全体の蔵書のバランスを考慮して、どの資料をどの館に配置するか決定して購入する方法を考えております。

また、レファレンスにつきましては、地区館の資料をもって回答できる軽易な内容には地区館で対応していただき、地区館の資料で対応できないものに対しては中央図書館のレファレンス室の蔵書を活用し、中央図書館の職員が回答するといった対応をすることで連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、GIGAスクール構想の推進状況についてでございます。

本市におきましては、他自治体に先駆けましてGIGAスクール構想の実現に向けた取組を開始されておまして、年度当初より活用できるようになりました。答弁でも、授業と、授業以外の様々な場面で活用している旨のお話をいただきました。まずは積極的なお取組をいただいていることに感謝申し上げたいと思います。

その上で何点か再質問させていただきます。

まず①に関してでございます。

管理につきましては、ハード面とソフト面の両面が求められていると考えます。機器そのものの管理について、この2か月間で特に課題となったことがあったかどうか、また学習での活用や授業以外での活用、家庭での活用でトラブル、破損、紛失、Wi-Fiルーターの取扱い等々など、事例があったかどうか、この2点についてあった場合はどのような対処をされたのかお伺いしたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 機器の管理に関する課題についてであります。Wi-Fiのアクセスポイントに接続できなくなる事象が発生いたしましたが、ネットワーク工事業者にてネットワーク機器再起動による復旧作業を行っております。

また、タブレット端末の内蔵カメラによるQRコードの読み取りがスムーズにできない、授業で使用するウェブサイトがフィルタリング設定により閲覧できない等の課題もございましたが、ソフトウェア側によるQR

コード読取機能の改善やウェブサイトのホワイトリストへの登録等により対応を行っております。

学校及び家庭における活用に関しましては、落下によるディスプレイの破損やキーボードの操作不良等のトラブルが発生したとの報告を数件受けており、いずれも保証による交換対応を行っております。

以上です。

- 15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。保証があるとはいえ、安いものではありませんし、貴重なものですので、しっかりとまた家庭におきましても、学校におきましても管理を進めていただければと思います。続きまして、セキュリティ対策基準やガイドラインに係る件につきまして伺います。

東大和市教育情報セキュリティ対策基準におけます学校教育におけるセキュリティ対策の在り方、これについて確認をさせていただきたいと思います。

また、ガイドラインにもフィルタリング、コンピューターウイルス対策、個人情報保護の対策など記載されておりますけれども、児童・生徒への教育的観点や、十二分にICTの特性を生かしていく上で、無事故を期すという点から大変重要な取組と認識しております。

フィルタリングにつきましては御答弁いただきましたけれども、これらの取組の詳細について確認をさせていただきます。

- 学校教育部副参事（富田和己君） 学校教育におけるセキュリティ対策の在り方についてであります。東大和市教育情報セキュリティ対策基準を踏まえ、校務や学習における情報資産やタブレット端末などの情報端末の管理等、学校におけるセキュリティ対策を講じております。

コンピューターウイルス対策につきましては、全てのタブレット端末にウイルス対策ソフトを搭載しております。また、個人情報保護の対策につきましては、個人情報を取り扱う際のルールやマナーについてガイドラインに記載し、各学校において児童・生徒に指導を行っております。

以上です。

- 15番（佐竹康彦君） このセキュリティという点も非常に今後学校以外でも、卒業してからも様々な場面でICT機器使うと思うんですけども、非常に重要な教育的な観点もあると思いますので、しっかりとお取り組みいただきたいと思います。

続きまして、SNSやユーチューブ等も一定の制限をかけながら教育効果のあるものにつきましては利用されているというふうに認識しましたけれども、その具体的な詳細について伺います。

文書作成や写真・動画の活用などは中学校を卒業して高校、大学、また実社会での活用を見据えて、そのスキルが一定程度身につくことは教育効果の一つと考えております。

教科学習での利用は御答弁にあったとおりでございますけれども、例えばクラブや委員会活動、行事等で写真・動画ソフトの活用などを進めていくお考えがあるのかどうか。動画作成などにつきましては、学習を離れて児童・生徒が個人的なものに取り組むことも可能だと思うんですけども、そうした利用方法についてはどのようなお考えを持っているのか、これらのことについて、学習中心の利用と、児童・生徒の利用に関して線引きをどのようにしているのか伺いたいと思います。

- 学校教育部副参事（富田和己君） SNSにつきましては、フィルタリングにより利用できない仕組みとなっております。また、ユーチューブにつきましては、学習活動において利用する場合がございますので、閲覧可能となっております。

次に、文書作成や写真・動画の活用につきましては、教科以外では小学校の係活動での活用や中学校の生徒

総会の動画配信による実施など、授業外の教育活動においても活用が見られております。

なお、タブレット端末につきましては、学習をはじめとした教育活動における利用を目的としております。したがって、児童・生徒の学習外での利用につきましては現時点においては想定しておりません。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 個人的なものは個人的な機器でやってくれというようなことだというふうに認識しました。こういった、授業だけではない、様々な場面で使うということも一つスキルを身につけていく上で重要な点だと思いますので、多方面にわたりまして御配慮いただき、指導いただければと思います。

続きまして、学習教材の活用や保護者への連絡等について御答弁をいただきました。

開始2か月を過ぎたところで試行錯誤の段階ではないのかなというふうに考えてございます。同一の学校でも、学年やクラスによって利用方法が違う場合がございます。例えば連絡帳の一環としてこのタブレットを使っているクラスもあれば、同じ学校でそうではないクラスもあつたりいたします。現段階で試行的な取組を幾つかに分けて行い、ある程度の成果や課題が見えてきた段階で横展開をしていくのか、今後の進め方について市の考えを伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 今後のICT活用につきましては、現在各学校において先行して取り組む教員を中心に取組を推進しているところであります。

その後、取組の成果や課題を教員間で共有することにより、学校全体として組織的に活用できるようになることを目指してまいります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時27分 休憩

---

午後 3時31分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（佐竹康彦君） それでは、②について再質問いたします。

御答弁では、3つの点に分けてICT支援員のサポート業務を述べていただきました。

1人1台端末の操作支援や提案型事業計画作成支援並びに学校現場におけるICT機器の活用体制整備につきましては現状での取組の詳細を、またICT支援員による研修の実施につきましてはその方向性と今後の展開についての検討内容を伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） タブレット端末の操作支援や授業計画の作成支援についてであります。授業で使用するICT機器の準備や片づけ、授業中の操作支援、授業で使用するデジタル教材等の作成支援などを行っております。

また、ICT機器の活用体制整備につきましては、タブレット端末へのソフトのインストール作業などを行っております。

ICT支援員による研修につきましては、全教員を対象に、各学校の実態に応じたタブレット端末の効果的な活用についての研修を実施いたします。また、各学校の代表者を対象に情報セキュリティに関する研修を実施する予定であります。

以上です。

○15番(佐竹康彦君) こういった機器に関しまして慣れない教職員の方々の中にはいらっしゃるかと思いますので、ぜひとも強気にサポートしていただけるように今後ともお取組よろしくお願ひいたします。

続きまして、教員や学校側でこのようなICTの活用をしたいと望んで取り組む場合につきまして、どこまでICT支援員がサポートしてくれるのか、そのような学習面での展開は教材やソフトを提供する業者のサポートも借りるのか、この点について伺います。

○学校教育部副参事(富田和己君) ICT支援員のサポートにつきましては、教員の要望に応じた授業でのICT利活用に関しての立案、事例紹介、資料提供などを行うとともに、その後の授業においては教員の補助を行います。

なお、場合によっては、タブレット端末やソフトの提供者と連携したサポートを行うこともございます。以上です。

○15番(佐竹康彦君) そういった様々な方に関わっていただきながら児童・生徒の学力の向上をぜひとも目指していただきたいと思います。

続きまして、教員とICT支援員との連携につきまして、御答弁にございました具体的な支援内容の計画実施によって得られる効果をどのように考えているのか、児童・生徒の学力向上の面、学校経営の面、また教員の労働環境や指導力向上の面について伺いたいと思います。

○学校教育部副参事(富田和己君) ICT支援員の支援により期待される効果としましては、児童・生徒の学習への興味関心や学習意欲の向上、デジタル資料等を活用することによる情報活用能力の向上などが考えられます。また、教員個々のICT活用指導力に応じた支援を行うことにより、学校全体のICT活用指導力の向上を図り、組織的な取組につなげていくことができると認識しております。

さらに、ICT支援員がICT機器のトラブル対応や授業補助など、専門性を生かした支援を行うことにより、教員の時間的・心理的な負担の軽減に資するものと認識しております。以上です。

○15番(佐竹康彦君) 続きまして、③について伺います。

ICT活用推進のためのプロジェクトチームはどのような構成メンバーで、どのような活用事例を検討されてきたのか、具体的な現場の教員の声にはどのようなものがあるのか、この点について伺います。

○学校教育部副参事(富田和己君) プロジェクトチームにつきましては、担当校長2名、小中学校から教員1名ずつの15名、特別支援学級設置校の教員4名の21名で構成されております。また、事務局としてGIGAスクールサポーター及び指導主事がおります。

プロジェクトチームにおいては、東大和市GIGAスクール構想の推進に向けて、タブレット端末等ICTを活用した個別学習での活用、共同学習での活用、家庭における活用、特別な支援を必要とする児童・生徒への活用の事例について検討してまいりました。教員からは、タブレット端末を通して課題を配信したり、児童・生徒から課題を提出したりすることができるため、児童・生徒一人一人の考えや思いを理解しやすくなった、授業の振り返りをタブレット端末で行うことで児童・生徒の学習意欲が向上したなどの声を聞いております。

以上です。

○15番(佐竹康彦君) 開始2か月で大変大きな効果が出ている場面があるというふうに認識をさせていただきました。

続きまして、教育課題研究指定校での授業実践の内容と、その成果を市内学校間で共有していくタイミング、横展開の時期について伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 教育課題研究指定校での授業実践の内容につきましては、教科等を限定せず、様々な授業場面におけるICTの効果的な活用を目指すものとしております。成果発表の場として、令和4年2月にオンラインでの研究発表会の開催を予定しております。また、研究の成果につきましては、学校間のネットワークを活用し、随時共有していくことも予定しております。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。私も公明党といたしまして、これまでICT教育の推進ということを常々訴えてまいりまして、本当にそれが実現してよいよ始まったということで、始まった当初で様々な成果も出ているというふうに改めて認識をさせていただきました。今後ともぜひ力を入れていただきながら、大変便利なものですので、そういった便利さに振り回されることなく、教育本来の目的に沿った形で十二分にその効果が発揮できるように様々御努力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この項目につきましては質問は以上とさせていただきます。

続きまして、2点目、SDGsに関して伺いたいと思います。

まず①についてでございます。

御答弁では、SDGsの17のゴールと市の事業が密接に関係しているという話がございました。また、職員がSDGsのゴールと担当業務の関係を意識して仕事に取り組むことが必要とのお話がございました。

そこで、SDGsの目標と現在行われている市の事業とのひもづけ、整理は具体的にどこまで進んでいるのか、その事業を通じた各目標の到達度は現時点でどのくらいと考えているのか伺います。

○**企画財政部副参事（藤本貴史君）** 市の事業とSDGsとの関連につきましては、現行の第四次基本計画の各施策がSDGsのどのゴールに関連しているか一覧表を作成し、整理しております。

目標の到達度につきましては、SDGsが大きな方向性を示したものであり、ゴールごとに定められている指標も栄養不足の蔓延率などグローバルな内容が含まれておりますので、市として具体的な到達度を把握することは困難であると考えております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** グローバルな観点が含まれてるので到達度を測るのは困難ということでございますけれども、どういったものがどこまで来てるのかということの認識は、測るのは困難といいますが、担当課のほうといたしましては常に把握できるような、そういった目線を持ち続けていただければなというふうに思います。

続きまして、現段階での整理、到達度を踏まえ、新たに策定する第五次基本計画へ向けた取組の詳細とともに、今後それをどのようにさらに推し進めているのか、その方途はどのようなものか、職員の方々への周知方法をどのようにし、実際の理解度をどのように捉えていくのか、この点について伺います。

○**企画財政部副参事（藤本貴史君）** 新たに策定をいたします第五次基本計画では、計画の中におきまして施策とSDGsのゴールとの関連を整理し、一覧表を作成したいというふうに考えております。

職員への周知につきましては、令和2年度に管理職を対象といたしましてSDGsに関する研修会を実施いたしました。今後はその他の職員を対象とした研修の実施につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 職員の方々への周知ということにつきましては特に力を入れて進めていただければと思います。

続きまして、御答弁におきましては、施策や事業への取組の結果がSDG sの達成につながるということが市の基本的な考え方と述べられましたけれども、その真意を詳しく聞かせていただきたいと思います。

私ども公明党といたしましては、SDG sという大変大きな目標がある、その理念に向けて、その理念から発してつというような考え方も取ることが大事じゃないかなというふうにも思うんですけども、また一方、SDG sの第一人者とも言われる蟹江憲史教授は、SDG sには目標とターゲットがあるのみで、法的拘束力はなく、達成できなくてもペナルティがない。ルールがないということは、各主体が自由に目標達成へ向けた方策を考え、それぞれに合ったやり方で対応を進めることができるということと述べて、SDG sの目標はむしろ変革やイノベーション創出へ向けた達成すべき方向の提示として考えたほうがよいと述べておられます。

こうした専門家の指摘を考慮いたしますと、市の考えといたしましては、国際的な共通理念であることを意識はしながら、市の事業は事業として進めることに軸足を置いているというふうにも捉えられるんですけども、この点も含めていかがでしょうか。

○企画財政部副参事（藤本貴史君） 地方自治法の規定によりますと、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることとされております。誰一人として取り残さない持続可能な社会を目指すSDG sと方向性を同じくするものであります。

このため、市におきましては、施策や事業に取り組み、市民の皆様の福祉の増進を図ることによりまして、国際的な目標でありますSDG sの達成につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 機能的な方法でというようなふうを受け止めさせていただきました。

続きまして、私は、今後、第五次基本計画の策定を進める際には、SDG sを念頭に、その理念の達成のために新たな施策を立ち上げていくことも検討すべきというふうと考えてございます。

例えばゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」やゴール16の「平和と公正をすべての人に」ということに関連いたしまして、LGBTQの方の権利を保障する取組などに注力してはどうかと考えてございます。

御答弁では、少子高齢化と人口減少への取組という、これまでも力を入れ、今後さらに注力すべき課題として捉えられている施策がゴールの11と17に関連しているとされておられましたけれども、先ほど御答弁いただきました市の考え方に立つなら、既存の施策の強化・推進を通じて自治体としてSDG sの達成に貢献していくという認識でよいのか、この点について伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 第五次基本計画とSDG sの達成についてということでございますけど、まず市の施策は全て市民の皆様の福祉の増進を図るため、そこに結びつくものだというふうに考えております。

第五次基本計画に位置づけていく施策の中には、新規の内容や既存の内容を強化するような、そういったものも含まれておりますが、これらを推進していくことがSDG sの達成に貢献するというふうに考えております。

なお、人権尊重に関することなど個別の取組につきましては、第五次基本計画で方向性を整理した上で検討していくと、そういうふうに考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 市のお考えは承りました。しっかりまたこのSDG sということを念頭に置きながら

今後とも市の施策を進めてまいりたいと思いますし、折々私ども公明党といたしましては、このSDGsのことにしましては様々要望なり質問等、今後ともさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。続きまして、②について伺います。

御答弁では、消費者としての市民に対する市の啓発活動や教育現場での取組、教えていただきました。全ての世代の、全ての市民の日常生活に直結する活動としてエシカル消費への取組、この点につきましては裾野の広い活動形態だと考えております。行政が旗を振ることで、一人でも多くの人が少しでも行動変容を起こすのを促すことができれば、SDGs達成の大きな力となると考えてございます。

そうした全市民が行動変容を起こせる取組として、啓発活動や教育現場での取組に力を入れていただきたいと考えますけれども、それに対します今後の市の考え方はどのようなものでしょうか。伺いたいと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） エシカル消費に関する言葉の認知状況につきまして、消費者庁が令和2年2月に実施した意識調査によりますと、エコという言葉の認知度が72.6%と最も高く、エシカル消費はほかの言葉に比較して認知度は12.2%と前回の調査より2倍以上増えているものの低い状況となっております。

そのことから、今後につきましても機会を捉えながら消費生活に関する情報誌やパネル展等を通じ、まずは市民の皆様へエシカル消費がどんなことか、また消費者としてどんなことができるかなど、エシカル消費に関する取組について継続的に紹介、啓発し、市民の皆様のエシカル消費に関する意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、エシカル消費につきましては、その行動変容の一つであるフェアトレードを推進している自治体をフェアトレードタウンと称して、日本国内では6市が認定されているようでございます。新総合計画においてこうした取組を進めていくことは、広い意味での市内外への啓発となるというふうに考えてございます。

そうした意味から、これらについて検討するのも可視的なことだと思いますけれども、市の認識はいかがでございますでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） フェアトレードは、公正・公平な貿易を継続することで生産者の自立を促し、持続的な生活向上を支えることを目的に、発展途上国で生産された製品や原料を適正な価格と対等な関係で継続的に貿易を行う国際的な取組であり、フェアトレードタウンにつきましては、そのフェアトレード製品の利用を促進していることに対し公正貿易証明団体から認定された都市で、日本では熊本市、名古屋市、逗子市、浜松市、札幌市、いなべ市の6自治体が認定されております。

フェアトレードタウンとして認定を受けるためには、推進組織の設立や議会の議決、市長の表明等幾つかの基準を満たすことが条件となっております。そのため、こうした取組を進めていくことを検討する上では、フェアトレードを理解し、フェアトレード製品を積極的に購入・販売するなど、地域の中で取組に対する機運が醸成されていることが重要であります。

新総合計画に向けた現段階の取組といたしましては、市では消費生活に係るフェアトレードやエシカル消費など、情報を市民の皆様へ広く発信し、周知啓発することが重要だと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひともまたこういった点につきましても研さんを深めながら進めていただければと思います。

1点、エシカル消費の啓発活動について、教育現場でのお取組についてちょっと伺いたいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 教育現場におきましては、中学校の技術・家庭科における学習だけでなく、社会科や総合的な学習の時間などにおきましてエシカル消費につながる環境や資源等の考え方について学習いたします。このような学習活動が児童・生徒のエシカル消費への意識を高めることにつながるものと認識しております。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。ぜひ今後とも取組をよろしく願いいたします。

続きまして、家庭内暴力ハンドサインにつきまして伺います。

これは、カナダ女性財団、トロント市にございますこの財団が立ち上げたキャンペーン、シグナル・フォー・ヘルプ（助けを求めるハンドサイン）、加害者に知られないよう第三者に危険を知らせる方法として考案されたようでございます。日本でもSNSを中心に拡散しつつあるようでございまして、アメリカの女性基金ネットワークも推奨しているとのことでございました。新型コロナによりまして家庭内暴力のリスクがさらに高まる中、被害者がSNSによるビデオ通話などを通じて第三者に助けを求める方法として考案されたそうでございます。

少しでもDV被害を軽減し、人権保護をしていくという観点から、こうした小さな取組も取り上げて、市民への周知啓発、また市職員の方々への周知啓発をしていくことは意味のあることと考えますけども、市の考え方について再度詳しく伺いたいと思います。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 市民への周知啓発につきましては、家庭内暴力ハンドサインを広く周知することで逆にリスク等につながる可能性もあることから、周知啓発等につきましては慎重に行っていく必要があると考えております。

また、職員への啓発につきましては、家庭内暴力ハンドサインを知っていることで窓口等で被害者を早期発見できる気づきの一つとして役立つものと考えております。

今後庁内のDVに関する職員研修の中でこの家庭内暴力ハンドサインを紹介し、職員への周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** ぜひともよろしくお取組のほうお願いいたします。

この項目につきましては以上で終了させていただきます。

続きまして、3点目に移ります。

①として、市として市内事業者におけますサーモカメラやアクリル板設置、二酸化炭素濃度測定器設置、換気設備、空気清浄機等の設置等につきまして、現状把握できている数値等あれば教えていただきたいと思っております。

○**産業振興課長（小川 泉君）** 市内事業者における感染防止対策用品の設置状況についてでございますが、市では設置件数について把握できておりませんので、東大和市商工会のほうで感染症対策助成金の相談を受けた件数でお答えのほうをさせていただきたいというふうに思います。

まず、相談事業所数が76ございまして、延べ相談回数が103回あったというふうに伺っております。また、そのうち感染症対策助成金の申請が実行されましたのが18件であったというふうに聞いております。

なお、助成金によって購入されました感染防止対策用品の詳細まで、こちらについては把握できておりません。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

こうした事業者の取組を後押しすることは感染防止対策の強化につながるというふうに考えてございます。中小企業等によります感染症対策助成事業、これは東京都の支援事業でございますけれども、こういったものの活用推進、また国や東京都の支援策を十二分に活用していくことはその強化に資するものと考えます。商工会や金融機関など各種団体を通じた呼びかけをこれまでも行ってきていただいておりますけれども、今後の取組について再度お考えを聞かせていただきたいと思います。

○市民部長（田村美砂君） 今後の取組についてでございますが、市長の答弁の中にもございましたが、国や東京都の感染症に係る各種備品の購入に関する支援策がございますので、それらにつきまして窓口や市の公式ホームページでの案内を継続して行うとともに、市内事業者が適切な感染防止対策を実施できるよう、東大和市商工会をはじめとする関係機関と連携をしながら引き続き制度の活用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ぎりぎりな状況の中で事業を続けておられる市内事業者の方々に少しでも安心して事業をしていただけるような環境を行政のほうとしてもサポートしていただけるよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、4点目の図書館の運営について伺います。

マネジメントに関しましては、事業計画書、事業報告書の提出、協議の場の設定、年1回のモニタリングとの御答弁いただきました。その上で、直営である中央図書館を軸といたしまして、指定管理者と連携して運営を行う際に中央館がどこまでの権限を持ち、どこからを指定管理事業者の自由裁量にするのか等について、現段階の認識を伺いたいと思います。

地区館のみ指定管理という同様の形態を取っている先行の他の自治体がございますけれども、これからの東大和市図書館の体制構築に参考になる点はどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 指定管理者制度導入後の中央館と指定管理事業者との権限や裁量の区切りについてでございますが、図書館全体として新たなサービスを開始したり、サービスの内容を変更するような場合は中央図書館が計画などを立案し、全館共通してサービスを実施するよう指定管理者業者と調整を図ってまいります。そして、地区館が単独で実施する事業につきましては、指定管理者の裁量によりノウハウを生かして実施していただくことを考えております。

また、先行自治体から参考にさせていただいた点についてであります。1点目といたしましては、司書等の職員配置を中心とした管理運営体制についてであります。2点目といたしまして、市が行うモニタリングのほかに、指定管理者による自己評価を求める点等について参考にさせていただき、当市の募集要項や仕様書に反映させていただきました。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、選書とレファレンスについて伺います。

御答弁では、具体的な方法論をお聞かせいただきました。市長は、図書館業務において選書とレファレンスが重要だと何度も言明をされております。指定管理者と協力して運営をしていく中でどのようにその点を充実させようと考えているのか、主体者として市の譲れない部分、また業者に任せる部分の線引きをどのように考えているのか伺います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 選書とレファレンスにおいてどのように充実させようと考えているのかについてでございますが、まず選書についてでございます。

図書館の蔵書は、新たな本を受け入れる際の選書だけでなく、書庫に保管する、または地区館から中央図書館へ移す、さらには除籍をする、こうした流れで長い期間をかけて構築していくものであります。指定管理者には選書において間接的に加わっていただきますが、各館の書庫に資料を引き上げたり、中央図書館に資料を移管することについてはある程度お任せしたいと考えております。また、除籍については中央図書館が責任を持って行ってまいります。

次に、レファレンスについてでございますが、指定管理者には地区館資料によるレファレンスへの調査回答や中央図書館と連携した調査回答をお願いすることを考えております。中央図書館では、地区館から送付されたレファレンスへの調査回答のほか、調査に必要なオンラインデータベース等の環境整備、レファレンスに関するサービス計画の立案等について責任を持って対応してまいります。また、職員研修については指定管理者にも実施を求めてまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。特に選書ということにつきましては、集める側の考え方とか、必要性とか、文化的成熟度とか様々なことが如実に分かってしまう部分でもございますので、今後ともしっかり連携を取りながら進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、地域資料の収集・保存に関しましてはどのような協力体制を取るのか伺いたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 地域資料のうち、市が刊行する資料については中央図書館が責任を持って収集し、地区館に資料を送付します。また、市民等が刊行した資料について地区館へ寄贈などの申出があった場合は、中央図書館も入手できるよう連携を図ってまいりたいと考えております。保存につきましては、中央図書館が最終的に行ってまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。特に今までは紙の資料中心の地域資料の収集だったかと思うんですけども、今後、行政の分野でデジタル化が進んでいった場合、それに対応して電子媒体で公開された行政資料等の収集・保存等についても図書館として考えていかなければならないのかなというふうに私は捉えてございます。

御答弁いただいた紙ベースを中心とした資料の収集・保存等に加えまして、今後の取組としてぜひともこの点検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望でございます。

続きまして、レファレンスを遂行する専門性確保の観点から、今後の図書館における司書有資格者の配置をどのように考えておられるでしょうか。指定管理者へどのようなレベルでの司書の配置を求めているのか、また中央図書館も含めて全体的にどのように配置をしていこうと考えておられるのか、この点について伺います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 指定管理者における司書の配置について、人数を具体的に指定することは制度

上できませんが、指定管理者仕様書におきまして各地区館職員数に対する司書の割合が少なくとも50%以上となるよう配置していただきたいとしております。

また、中央図書館における司書の配置につきましては、時代に即した図書館サービスを立案し実施していくために核となる司書有資格者を一定数、計画的に配置していただくよう今後も人事担当には要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひとも今後とも市民サービスの向上を主眼といたしまして、より充実した図書館運営がなされることを希望いたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 実 川 圭 子 君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

長引く緊急事態宣言下で精神的・経済的に影響を受ける方が増加し、中でも学生やシングルマザーの窮状は様々なところで聞かれます。

しかし、現在の日本社会では、外見では困窮している様子が分からない、気づかれぬように身なりを整えていて見えにくい、支援につながりにくい状況にあります。

今回私は、社会的に弱い立場にあるひとり親、女性、学生の生活の支援について伺いたいと思います。

まず1点目、ひとり親世帯についてです。

ふだんから生活のゆとりや貯金がないシングルマザー家庭では、いざというときに削れるのは食事しかない、コロナで困窮し食費を削ってしのいでいる方がたくさんいるとの報告を聞きました。

認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの報告では、今年2月に行った調査で、お米が買えなかったことがあったという方が3割、都内の母子家庭の小学生で体重が減ったという子が1割近くいたとのこと。そこで、当市でのひとり親世帯の状況についてはいかがか、また市の取組について伺います。

①ひとり親世帯の現状（世帯数、男女比、就労形態等）について。

②ひとり親世帯のコロナ禍における生活への影響と市の支援について。

③孤立化を防ぐ取り組みについて。

④民間支援団体との連携についてお尋ねします。

次に、災害備蓄用の衛生用品について伺います。

若い女性が生理用品を購入できない、お金をかけられないということで健康にも悪影響が及ぶほどの状況も聞かれます。各地で災害用に備蓄しているものを有効に活用する取組があります。市でもほかにも紙おむつなど衛生用品を備蓄していますが、更新の時期に未使用だったものについてどのように対応しているのでしょうか。

そこで、①4月に行った生理用品等の備蓄品の配布について。

②市が備蓄している衛生用品が使用推奨期限を経過した場合の対応について伺います。

最後に、市内自転車等駐車場の高校生利用料金について伺います。

子育て世帯にとって、子供の成長に伴い、通学費、制服や服飾代、教科書や書籍、携帯電話代、部活、塾、成長期を支える食費など経済的負担が増えてきます。そして高校生になり、遠方への通学に駅前の駐輪場を利用する高校生にとっては利用料の負担が重くのしかかっています。できれば学生全般、少なくとも高校生については利用料金の値下げの検討を求めるものです。

そこで、①高校生の利用状況について。

②近隣市の状況について。

③高校生利用料金を半額にした場合の影響について伺います。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。

再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願ひいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、ひとり親世帯の現状についてであります。児童育成手当を受給している世帯のうち、令和3年5月現在ひとり親世帯は826世帯となっております。そのうち女性のひとり親世帯が768世帯、男性のひとり親世帯が58世帯となっており、男女比で申し上げますと女性のひとり親世帯が約93%、男性のひとり親世帯が約7%となっております。就労形態等につきましては把握はしておりません。

次に、ひとり親世帯の新型コロナウイルス感染症の生活への影響と支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、これまでひとり親世帯への臨時特別給付金の支給や食料品を提供する、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業等を実施しております。

次に、孤立化を防ぐ取組についてであります。ひとり親世帯が抱える不安や悩み、困りごと等の相談につきましては、ひとり親・女性相談係や子ども家庭支援センター等において対応しております。また、乳幼児の子育てをしている保護者を対象としまして、子育てひろばを市内の民間保育園や各児童館に設置し、子育て中の保護者が気軽に安心して訪れ、保育士等が見守る中で保護者同士が交流できる場所づくりに努めております。

次に、民間団体との連携についてであります。現在市内において連携している民間支援団体はございませんが、東大和市社会福祉協議会にひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を委託するとともに、その他の様々な支援を提供できるよう連携しながら対応しております。

今後地域で子育てを支援するという機運醸成が高まり、民間支援団体から連携等の提案があれば、その方法等について調整をしてみたいと考えております。

次に、4月に行った生理用品等の備蓄品の配布についてであります。災害用に備蓄している生理用品を買い替えるに際しまして、まだ十分に使用が可能なことから、東京都から希望する区市町村に対し寄附する旨の通知がありました。

市では、コロナ禍で国内において顕在化し始めている生理の貧困への配慮として寄附を受けることとし、市で備蓄していたアルファ化米白粥やビスケットの有効活用と併せ、令和3年4月から市役所、子ども家庭支援センター、保健センターで無償配布を行ったものであります。

次に、市が備蓄している生理用品が使用推奨期限を経過した場合の対応についてであります。市が衛生用品として備蓄している紙おむつや生理用品については平成31年度に全て更新をいたしました。備蓄していた衛

生用品は少々劣化が進んでいたことから、更新に当たり業者により引取処分といたしました。

今後使用推奨期限を踏まえた備蓄期間を設定し、衛生用品の有効活用について検討してまいります。

次に、市内の自転車等駐車場の高校生の利用状況についてであります。東大和市駅を除く市内4駅周辺の公共自転車等駐車場につきましては、令和3年4月30日現在定期利用者は3,340人です。このうち武蔵村山市民と東大和市民を合わせた学生は868人で、定期利用者全体の26%となっております。

なお、学生には、高校生のほか大学生、専門学校生等が含まれておりますが、高校生のみの方の人数の把握は困難であります。また、一時利用箇所の高校生の利用状況の把握も困難であります。

次に、近隣市が管理する自転車等駐車場の高校生の利用料金についてであります。市内在住の高校生など、学生の1か月の定期利用料金は一般料金と比較し、小平市、東村山市はおおよそ72%から88%程度、立川市は55%程度の料金設定となっております。

次に、高校生の利用料金を半額にした場合の影響についてであります。市は公益財団法人自転車駐車場整備センターと公共自転車等駐車場施設の設置及び運営に関する協定書を締結し、平成29年10月から公共自転車等駐車場の運営を同センターにお願いしております。

高校生の利用料金を半額にしますと同センターの収入が大幅に減少するため、協定に基づいた駐車場の建設費用や運用費用などの償還期間及び料金変更に伴う管理システムなど多大な影響を及ぼすことから料金変更は困難であります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 6分 休憩

---

午後 4時14分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目のひとり親世帯についてです。

壇上でも申し上げましたように、コロナのこともあり、それ以前からシングルマザーというのは非常に苦しい状況に置かれてる方もいらっしゃるということで、子供の貧困の話からシングルマザーの家庭では半数以上が貧困状態にあるというようなデータも見たことがあるのですが、その一方で、外見からはそのように見られないように、気づかれないようにされているということで、なかなか外からは分かりにくい状況なのではないかなと思う中で、少しでも本市の状況を、現状を把握したいなと思ひまして、今回少し質問をさせていただきたいと思ひます。

1点目の世帯の現状ですけれども、御答弁の中では、児童育成手当の受給世帯数ということで826世帯という数字をいただきました。平成31年度の事業振り返りシートというところで私が見たときには、育成手当の受給世帯数が1,011世帯とありまして、これに比べるとお答えいただいた現状では少し減ったのかなと思ひます。この状況がどうなのかということと、あと、この後お伺いしますけれども、ひとり親世帯に様々な給付金なども支給していますけれども、その給付金を支給するに当たっては扶養手当の受給世帯ということでされてると

思いますけれども、その扶養手当の受給世帯数というのは幾つぐらいなのかお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、児童育成手当の平成31年度の数と令和3年5月現在の先ほどの市長答弁にありました826世帯の差につきましては、申し訳ございません、ちょっと今数がございませんので、また後ほど御説明させていただければと思います。

児童扶養手当のほうの受給者の数でございますけれども、令和3年4月になりますけれども、児童扶養手当の受給者は625人でございます。先ほどの市長からの御答弁がありました5月現在の児童育成手当、これは制度が違いまして、児童扶養手当は国の制度、児童育成手当は東京都の制度ということで、いずれも併給は可能な制度でございます。

東京都の児童育成手当のほうの受給者は先ほど御答弁させていただいたとおり826人ということで、その4月と5月の1か月の違いはあるものの、およそその差は200人となっております。

その差につきましては、国の児童扶養手当の制度のほうが所得制限が多少金額が厳しいというようなこともあって、そのような形でその人数の差などがあるというように考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 扶養手当のほうも平成31年度のほうのデータを見ると670世帯というふうに出ていたもので、それよりは4月現在で625ということで少し少なくなっているのかなと思うと、本市の場合には少しこの受給している方が減ったのかなということがここから分かりました。

そういった経済的なことに関しましては、大きく就労の状況が影響してくると思います。不安定な雇用ですとか、低収入な仕事などに就いている方が多いということで、シングルマザーの方は非常に経済的にも苦しいのかなということが予想されるのですけれども、本市の場合の就労の形態によっても大きく違ってくると思いますけれども、それが把握していないということで、そのあたりはどういうふうに捉えているのかなというところが私としては疑問に思うのですけれども、生活保護のほうでは担当のケースワーカーさんという方がいらっしゃると思いますけれども、ひとり親世帯の方に関しては何か担当されているケースワーカーさんのような、担当していらっしゃる方がいるのかどうかをお伺いします。

それから、現況を確認するというので、多分8月ぐらいに毎年やられると思いますけれども、そういったひとり親世帯の現況確認というのはどのようにされてるのかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず生活状況等の把握等につきましては、生活困窮等もでございますが、子育て支援課のひとり親・女性相談係のほうに御相談があった場合には、特に生活困窮等の御相談の場合には必要に応じて東大和市くらし・しごと応援センター そえるなどにつないで支援をしているところでございます。

生活福祉課のような担当制を取ってるかということでございますが、女性相談の場合にはそういった担当制というものは取っておりません。大体、月平均で申し上げますと、様々な相談がございますけれども、六、七件、多いときには12件ぐらいあります。定期的に生活状況等を把握させていただいてる世帯というのは、自立に向けた支援などで貸付金などを受けられてる世帯でそういった計画を立ててる方とか、母子福祉資金を借りてる方などについては定期的な状況の把握などもさせていただいています。

それ以外の現況の確認方法でございますが、これにつきましては児童扶養手当や児童育成手当というところで毎年8月に現況届というものを提出していただいております。そこでは、所得の額とか養育費をもらっているか、それから様々なその他の情報などを記入して御提出をいただいております。その際に、現況届を送っていただく際に、市のほうから御案内するときにひとり親・女性相談係の案内も同封をさせていただいてお

り、現況届を例えば窓口で、今郵送も受付をしておりますけれども、窓口で提出してもらうときに御本人からの御希望があればひとり親・女性相談係につないでおります。

また、昨年はコロナの関係でできませんでしたが、平成29年度からハローワーク立川と共催で、8月の現況届提出時にひとり親全力サポートキャンペーンと称して、就労相談等応ずることを共催で対応をまいりました。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 経済的なところで困っているというか、そういう方については丁寧に対応していただいているなという印象はございます。

次の②のコロナ禍においてこの生活への影響が大きく変わった、例えば去年の4月、5月で外出が厳しく制限されて、その間子供を見なくてはいけないとか、あとはアルバイトやパートのシフトが減ったとかで職業を失ったり、あるいはもう本当に住まいを失ってしまうような方がいらっしゃるということがいろんなところで、これは報道などでも知られたりとか、あとはそのシングルマザーの支援団体のほうにも声が上がってるという中で、市内の状況はどのような、相談があったりしたのかというあたりをお伺いしたいと思います。市長の御答弁では、市の支援については御答弁ありましたけれども、その生活への影響というところでは特にお話がなかったので、その生活への影響なども含めてどのような市の状況だったのかをお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響によりそういった内容の相談につきましては、シフトにあまり入れてもらえないとか、自営業でお客様が減ったことによる収入の減少、それから感染のおそれがあるために仕事を休んだために収入が減ったといった御相談等がありました。それぞれ、それにつきましては、例えば社会福祉協議会を御紹介をしたり、先ほどのそえるのほうを御紹介をさせていただいたり、ハローワークや市の給付金の制度等の御紹介をさせていただいたというようなことが、子育て支援課のひとり親・女性相談係のほうの対応としてはそのような形をしております。

また、社会福祉協議会のほうに確認をさせていただいたところ、社会福祉協議会での緊急小口や総合支援資金のお問合せや申込状況につきましては、今年の6月1日現在となりますけれども、ひとり親については父子家庭のほうが多割割合となっております。ただ、基本的にこのひとり親は子供の年齢を問わないため、例えば80歳の母と50歳の息子というのも入ってるということなので、ちょっと数的には確実な、いわゆるこちらでいうひとり親とはちょっと違うカウントになっておりますので少し違うかなと思っております。

また、社会福祉協議会のほうの緊急小口や総合支援資金の御相談については、もうほとんどが単身の方の相談が多いというような状況でお伺いしております。

また、くらし・しごと応援センター そえるのほうの相談状況につきましては、福祉部のほうの所管となりますが、生活福祉課のほうに確認をさせていただきましたところ、平成31年度、令和元年度になりますけれども、ひとり親の方の相談件数は17件、令和2年度、いわゆるコロナのときでございますけれども67件ということで、50件の増ということでございました。

ただ、全体的な比率としては、全ての相談件数の比率においては平成31年度と令和2年度、特段比率としての変更はなかったというようなことで報告を聞いております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 件数は増えたけれども、全体の件数も増えたので、比率としてはそう変わらないというような御答弁だったと思っておりますけれども、それにしても67件相談があったということはやはりかなり影響が

様々なところであったのかなというふうに捉えました。

それに関して、市のほうでもいろいろ相談に乗っていただき、また臨時特別給付金や子ども応援事業ということで食料品なども送っていただいたりということで、できる範囲ではありますけども、いろいろ支援をしていただいているというふうに思っております。

これらの市の事業に関して、それを受けた方、給付金を受給した方や食料品を受け取った方の反応ですとか、そういった方の状況というか、そういったことに関してはどのように捉えていて、今回この事業を通して何か市として分かったことや課題などありましたらお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど議員からも御紹介いただきましたが、昨年度から国の制度や国の交付金を活用した市の独自の事業ということで、ひとり親世帯の臨時特別給付金、これは昨年度の事業でございましたが、これについては支給決定が783件ということでございました。

また、東京都事業で東京都のほうからひとり親の方にカタログ送付による商品が送られるということですが、市のほうでそのカタログの管理や送付等の個人情報の管理を行いました、そのカタログ送付数が821件でございました。

また、イトーヨーカドーとの連携によります市の独自事業として、お米やレトルト食品等を送るという事業についての現時点での御回答いただいて送ってほしいという状況は619件、ただそのうち要りませんと言われた方が13件でございました。

その後、今年度に入りまして、また国のほうの制度になりますけれども、子育て世帯生活支援特別給付金として、ひとり親世帯分ということで、5月7日の児童扶養手当の支給日と同日に1人当たり5万円の給付をいたしまして、そのときの支給決定人数は642世帯、対象児童数981人ということでございます。

反応はどうだったかということでございますが、イトーヨーカドーとのお互いの協力でやったというような事業で、それが届いた方からのお礼の電話があったということで担当のほうからは聞いてるところでございます。

これらの事業を通じて、現在も行ってるものもございますけれども、これらを通じてこちらのほうで課題として考えていることは、家計急変となった世帯の方が一定程度いらしたということで、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したりというような世帯があったものということで考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先ほど、現況確認のときに、そのお知らせのときにもひとり親や女性相談の相談のお知らせも一緒に送っているというような話だったと思いますけれども、この食料品などを送るときにもそういった相談の周知とか、そういったことを一緒に同封したりはされたのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 議員のおっしゃるように、相談の場所等の連絡先の周知なども一緒に同封をさせていただいております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 本当に経済的なところでなかなか自分から声を上げてまでは市にはつながらないという方でも、そうやって送っていただいたら助かるという方が非常に多いのではないかなというふうに察する中で、市のほうの取組は本当に感謝したいと思います。

こういった状況が少し見えてきましたけれども、一方で、私も各地でやってる女性相談会や支援団体の活動などの報告をこの間いろいろ聞いてきました。コロナに関して、公園などで炊き出しをしているような、炊き

出して、今はコロナだからお弁当を渡したりとか、食料品を渡したりっていうことが多いんですけども、そういった相談会を兼ねたそういう支援をしている団体の報告などを聞きますと、リーマンショック以降、中高年の男性の方がほとんどそういったところにいらっしゃることが多かったんですけども、やはりコロナになってそこに2割程度は女性が、特に20代、30代の若い女性が時には子供も連れて見えるようになったというようなお話も聞いてます。

そういった状況が世の中である一方で、なかなか公的機関にもつながらないという方がいらっしゃるということも聞いております。相談をしにくいというような状況がそこにはあるのではないかなというふうに思っており、できるだけこちらからそういう案内を送付するっていうことも大事なんですけども、私はもう一つ、こちらから相談を、相手のところに行ってアウトリーチで相談を受けるっていうようなことが必要なのではないかなというふうに考えています。

最初の御答弁の中でも、地域での子育てひろばの話もありましたけども、そういったことが本当に必要なのではないかなというふうに思っており、次の項に行きたいと思っております。

③の孤立化を防ぐ取り組みについてということで、やはりひとり親の、特に女性が93%ですか、ほとんど女性が多いということなんですが、代わりがない、頼るところがない、また余裕がない中で、例えば病気などに自分になった場合にはもう一気に生活が苦しくなってしまうというようなことがあります。そういったところにやはり市が何かできることはないかなというふうに考えます。

御答弁にもありましたように、市で今、ホームヘルプサービスということで行ってる事業があると思っておりますけれども、その内容と実績についてお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市のホームヘルプサービスでございますけれども、まず内容につきましては、育児、市内の保育園や学童保育所とおうちの間の送迎などもこれは含んでおります。また、簡単な調理や片づけなど、食事の世話、それから住居の清掃や整理整頓、洗濯や補修等といったもので利用をしていただくというような形になっております。

件数につきましては、すみません、ちょっと今細かい数は手持ちのほうにございませんので、それについてはちょっとお答えが今できません。

以上でございます。すみません。

○4番（実川圭子君） このホームヘルプサービスは、私としてはすごく頼りになる事業なのかなと思っているのですが、数年前からその件数なども見ているんですけども、ずっと使用がされていなかったりとか、あと平成31年度の振り返りシートの報告で見ると、31年度には85回使用があったということなんですが、使った世帯が1世帯のみということで、使えば本当に使いたいという方がいらっしゃる一方で、1世帯のみということで、もっと活用できる工夫がないかなというふうに考えるのですが、何か使いにくいですか、活用がされない理由などが分かりましたら教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、すみません、先ほどの数でございますけれども、まず平成31年度は、今議員から御紹介いただきましたように実績は派遣が1世帯のみで回数は85回ございました。令和2年度につきましては派遣が2世帯、回数は14回ということでございました。それぞれの御家庭のニーズに応じて、それにつきましてはきめ細かに御相談に応じながら、そのお宅のニーズに沿ってこのホームヘルプサービス事業のでき得る範囲の中でのサービスということで提供させていただいておりますので、このような数値になったと考えております。

使いにくいかどうかということにつきましては、大変申し訳ございませんが、そのようなお話はこちらのほうには来ておりませんので、それぞれの御世帯の方がどのように考えてるかということになるかと思っております。

それから、先ほどちょっと御回答できなかった部分でございますけれども、児童育成手当、東京都制度の受給者の数でございますが、令和2年4月、920人、令和3年4月、896人ございました。この人数が減ったということにつきましては、全体的に少子化が進んでいて利用者数が減っているというようなことで考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

ホームヘルプサービスですけれども、こちらのほうはひとり親世帯の方が利用しても利用料がかからないんでしょうかね。利用する方にはかからないのではないかなと思うのですけれども、どのように周知をしているかというか、多分利用したいという話があれば親身に職員の方も相談に乗ってくれると思うんですけど、その利用したいというところに行くまでの周知が多分足りてないのかなというところも感じるんですけれども、そのあたりはどういうふうになっているのかお伺いします。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) ひとり親家庭のホームヘルプサービスでございますが、まず対象となるのは二十歳未満の児童のいるひとり親家庭の保護者の方ということで、先ほど申し上げました様々な生活援助が必要となるという場合でございます。所得に応じた本人負担がございます。

周知でございますけれども、この制度につきましては市の公式ホームページのほうに掲載をさせていただいてることと、窓口で御相談があった場合にはひとり親家庭の支援の制度ということでチラシのほうをお配りして、そのニーズに応じて詳しい内容をそれぞれ担当のほうから御説明をさせていただいてるということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) このようなサービスがもっといろいろあればいいなと思ひまして、ちょっとほかの自治体などの参考になる事例を御紹介したいと思ひますけれども、明石市のほうで行っていますひとり親家庭に向けてのいろんな事業をやっているんですけれども、それが一つのひとり親家庭のサポートパンフレットということで、40ページの冊子になっていて、本市の場合は、東大和の場合には子育てハンドブックの中にひとり親って項目が入ってるんですけれども、この明石市の場合には、ひとり親家庭のサポートパンフレットというのがあって、そこに普通のというか、子育ての情報も載っていて、ひとり親家庭が利用できるものも見やすく載っているのが非常に参考になるんですけども、中身のほうが重要なんですが、中身としては本市でやっていないようなひとり親家庭のいろいろな事業が載ってまして、ちょっと紹介させていただきますと、ひとり親家庭総合相談会ってということで、先ほど現況届、8月に東大和でもやっていますけども、その現況届を出すときに併せていろんな相談に乗ってもらえる、それをもう複数の日程を設定しているので参加しやすいところに参加できるようになっているようです。

それから、ひとり親家庭交流事業ということで、ひとり親の親同士が情報交換をしたり、親子で交流したり、あとセミナーを開催していました。そんなことに母子・父子自立支援員という方が相談に応じているということです。

それから、家庭訪問型相談ということで、相談してくださいというふうには待ってるんじゃなくて、御家庭

に行っているんな話をしながら相談に乗るっていうような訪問型の相談事業というのをやっているようです。毎月、地域総合支援センターの支援員が相談の訪問に行っているということです。

それから、ひとり親家庭等日常生活支援ということで、シルバー人材センターの方が家庭生活支援員ということで派遣されて、先ほどのホームヘルプサービスのようなサービスを低額で利用できるようになってるといような、この様々なメニューを準備していて、こういったことがあれば、困ったら相談にきてねっていうとなかなか、いや自分が困ってるかどうかも分からない状況っていうのがよく言われるんですけども、こんなこと市に相談していいのかとか、本当に、昨日から生理の貧困っていうのもありましたけども、生理用品が買えない、じゃそれ市に相談することなのっていうことも考えたりして、なかなか相談に行くっていうことがハードルが高い中でこういったメニューがあると本当に子育てしやすいなというふうに感じました。

このような発見型の支援ですとかセミナーの開催などが明石市では行われています。このような事業により孤立化を防いだりとか、必要があればそこから行政につながっていくこともできると思いますけれども、こんなことを当市での実施の可能性というのは、御意見でいいので、ちょっと御感想でもいいのでお伺いしたいと思います。

**○子育て支援部長（吉沢寿子君）** 明石市の御紹介ということで今お話しいただいておりますけれども、まず明石市は中核市で人口が30万人いるということで、その人口規模でいったときのひとり親の世帯の数というところで、当市の場合との差があって、例えばそういった相談等を受ける場合にも、明石市はまた専門職の採用なども非常に多く、中核市ということでしたりということで、人的な部分も含めて組織体制も違うのではないかなというように考えております。

ただ、議員のおっしゃるように、アウトリーチ等の必要性というのは、このひとり親相談等だけでなく、これからの、別の議員からも出ておりましたヤングケアラーの部分とか、生理の貧困も含めた全体的なその地域の中の生活課題を抱える方々にどうこれから寄り添った支援をしていくかということは、私ども行政の中の福祉の支援というところでそういった課題が求められていると考えております。

今後につきましては、ひとり親だけでなく、そういった弱い立場にいる若者や子供たち、そういった方々への支援として、全体的な部分でそのアウトリーチの体制も含めて組織としても考えていかなければいけませんし、地域で共に生きる地域共生社会の実現を目指してそういった総合的な相談支援体制がどのようにできるかということで、組織体制も含めて今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○4番（実川圭子君）** その組織体制ということなのですが、次の4番目の民間支援団体との連携というところにも関わりますけれども、先ほど御紹介しました明石市のひとり親家庭交流事業というところを見ると、運営は市が単独でやってるわけではなくて、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西というところが主催というか、になっていたりします。また、このパンフレットの一番後ろには、ひとり親家庭の支援団体の連絡先が、明石市内というわけではないですけども、幾つか連絡先とこんな支援ができますよっていうようなことが載っていました。当市もそうですけれども、市独自でなかなかきめ細かく支援していくというのは非常に難しいというところもあるのではないかと私も思います。

そういったところで、民間というか、民間の支援団体というのが今幾つもありますので、そういったところと連携して取り組んでいっていかかかと思えます。現在のところ、特にそういった団体はないということですけれども、そういった団体とぜひ連携して取り組んでいっていただければと思います。

また、組織ということで、市の職員の方の組織だけではなくて、市民の方もこの子供の貧困ですとか、この日本で貧困の状況があるということに非常に心を痛めている市民の方もいらして、自分に少しでも何かできることはないかしらということでお話しいただくこともあります。公民館でそういった現状を学習し、そしてそこから市内で子ども食堂を立ち上げた方々もいらっしゃいます。

そういった形で、今弱い立場の方が置かれてる状況について学習をしたり、そういったことを、学習会の開催などをして、そこから何か自分にできることがないかというような市民の方を探すというか、そういう方に関わってもらって、そういった組織をつくっていくということも私は一つやっていくことが必要なのではないかなと思います。そういった窓口になるような団体をつくっていくことを市としても応援していただきたいと思いますけども、そのようなことについて御見解をお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在本市には、東大和市社会福祉協議会のほうで東大和ボランティア・市民活動センターを立ち上げて、現在そこには登録グループが24団体あるということで伺っております。ただ、そのグループの内容を見ますと、今おっしゃったような、子ども食堂などは入っておりますけれども、ひとり親などに特化して支援するような団体はないというようなことで伺っております。

市といたしましては、社会福祉協議会と連携をしながら、先ほども御答弁させていただいておりますけれども、支え合いやつながり合える環境の醸成を図りまして、地域の皆様が生活上の地域福祉の課題に気づけるように社会福祉協議会とともに促して、地域の福祉活動への参画が、市民の皆様が共に一緒にやっていけるように、関係機関や関係団体、市内の企業の皆様のお力もいただきながら、市全体で取り組んでいければなということを考えているところでございます。

以上でございます。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時51分 延会